

徳島市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 (素案)

平成29年10月

徳島市

はじめに



平成 年 月

徳島市長 遠藤 彰 良

目 次

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画の構成	1
2 策定体制等	3
第2章 高齢者を取りまく現状と動向	5
1 人口の状況	5
2 世帯の状況	8
3 人口推計	9
4 介護保険事業及び高齢者福祉サービスの実施状況	10
5 市民調査結果からみた高齢者の状況	14
(1) 調査の概要	
(2) 調査結果	
(3) 調査結果からみる高齢者施策への期待	
6 介護保険制度改正の動向	21
7 前回計画の取組状況	25
8 日常生活圏域の設定	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念と基本方針	33
2 基本目標と施策	34
3 施策の体系	36

第2編 各論

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり (地域包括ケアシステムの構築)	39
1 地域包括ケアシステムとは	39
2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり	41
(1) 健康づくりの啓発・推進	
(2) 健康の保持・増進	
(3) 疾病の早期発見・早期治療	
3 生きがいのある地域づくり	44
(1) 生きがい対策の充実	
(2) 就業の支援	
(3) 外出の支援	
4 介護予防と社会参加の推進	49

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応	
(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進	
5 介護・福祉サービスの充実	56
(1) 地域包括支援センターの機能強化	
(2) 在宅介護の支援	
(3) 高齢者福祉サービスの充実	
(4) 認知症に係る総合的な支援	
(5) 生活支援サービスの推進	
6 医療と介護の連携推進	67
(1) 在宅医療・介護連携推進事業の展開	
7 在宅生活の継続を支える地域づくり	68
(1) 高齢者の見守り活動の推進	
(2) 地域の支え合い活動の推進	
(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進	
(4) 地域で安心して暮らすための支援	
第2章 高齢者を支える介護体制づくり	
(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)	73
1 高齢者介護の将来推計	73
(1) 高齢者の現状及び将来推計	
(2) 要介護認定者の現状及び将来推計	
2 地域密着型サービスの整備について	77
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
(2) 夜間対応型訪問介護	
(3) 地域密着型通所介護	
(4) 認知症対応型通所介護	
(5) 小規模多機能型居宅介護	
(6) 認知症対応型共同生活介護	
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護	
(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
(9) 看護小規模多機能型居宅介護	
3 介護保険施設整備についての基本的な考え方	80
4 介護給付等対象サービスの状況	81
(1) 概況	
(2) 介護サービス利用の特徴	
(3) 介護保険の運営面での課題	
5 介護給付等対象サービス量の見込み	85
(1) 介護給付等対象サービス量の見込みの考え方	
(2) サービス量の見込み	
6 予防給付等対象サービス量の見込み	91

(1) 介護予防給付等対象サービス量の見込みの考え方	
(2) サービス量の見込み	
7 地域支援事業の事業量の見込み	94
(1) 地域支援事業の事業量の見込みの考え方	
(2) 事業量の見込み	
8 介護保険事業費の推計	95
(1) 介護給付費の推計	
(2) 地域支援事業費の推計	
(3) 保険料の算定	

第3章 計画の推進に向けて

1 介護保険事業を円滑に推進するための取り組み	99
(1) 広報活動の推進	
(2) 利用者の立場に立った情報提供	
(3) 苦情相談・受付窓口の充実	
(4) 人材の育成	
(5) 低所得者対策	
(6) 介護給付の適正化	
(7) 地域密着型サービス運営委員会の設置	
(8) 介護保険財政の健全運営	
2 相談・連絡体制の整備と進行管理	102
(1) 総合相談体制・情報提供体制の整備	
(2) 地域の関係団体との連絡体制の整備	
(3) 行政内部での関係部門との連絡体制の整備	
(4) 計画の進行管理	

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画の構成

(1) 計画策定の趣旨

徳島市における平成29年4月1日現在の総人口255,295人のうち、65歳以上の高齢者人口は71,231人であり、高齢化率が27.9%と、本市は既に超高齢社会を迎えています。

高齢化は本市に限らず、我が国全体が抱える大きな課題であり、介護保険制度が施行された2000年(平成12年)から現在までの間、高齢社会の進行に伴う様々な課題に対応し、制度の持続可能性を高めること等を目的に、国において制度の見直しが繰り返されてきました。

平成27年度からの制度改正では、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年(平成37年)を目標年度として、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が位置づけられています。

そのような中、本市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、「ぬくもりの社会づくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、いきいきと自立した生活が送れるよう地域包括ケアの実現を目指し、高齢者福祉施策及び介護保険事業の充実に努めてきました。

これらの取り組みは、今後においても継続する必要があるだけでなく、日々進行する高齢化や高齢者を取り巻く社会環境の変化、高齢者自身の生活志向や意識の多様化等の様々な課題に対応するため、取り組み内容の検証等による発展的な見直しや、地域特性などを踏まえた制度の充実、深化が求められています。

こうした状況を背景として、これまでの関連施策の取組状況やその分析による今後の課題、調査に基づく高齢者の実態や意識などを踏まえた上で平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下、本計画という。)」を策定し、2025年(平成37年)を見据えた、今後3年間の施策の考え方及び目標を定めるものです。

(2) 計画の根拠等

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられています。

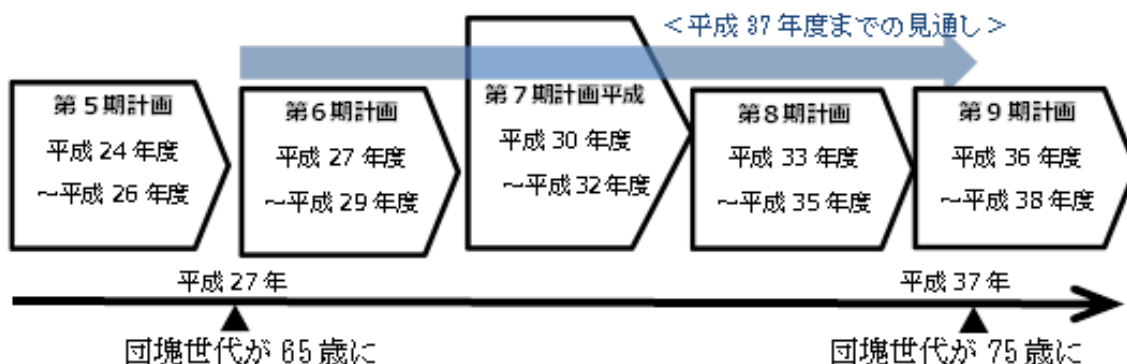
また、この2つの計画は、各法において「一体のものとして作成」することが定められており、高齢者を取り巻く施策の円滑な実施には、各分野の連携が不可欠であることから、2つの計画を合わせた総合的な計画として策定することとしています。

(3) 計画期間

平成 27 年3月に策定した計画を見直し、計画期間を平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とした新たな計画を策定します。

なお、介護保険事業計画については、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる 2025 年(平成 37 年)を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。

また、次期計画は本計画の最終年度に策定することとします。

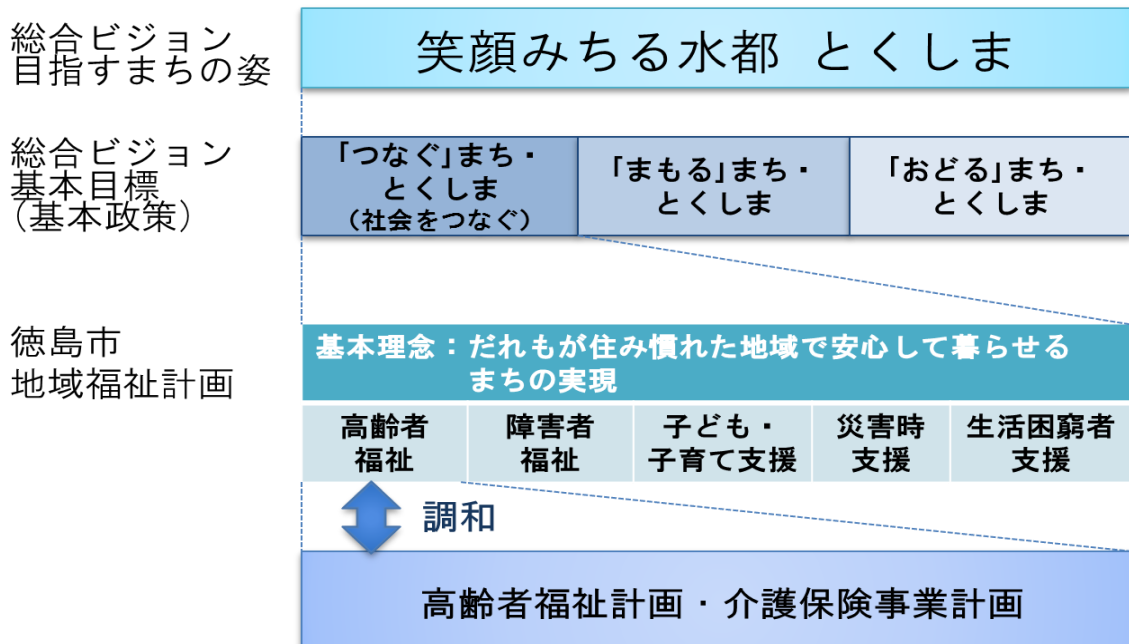


(4) 他の計画との関係

本計画は、徳島市まちづくり総合ビジョン、徳島県医療計画及び徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性に留意しています。

また、徳島市地域福祉計画、徳島市住生活基本計画、徳島市空家等対策計画、徳島市立地適正化計画との調和が保たれたものとなるよう配慮し策定しています。

【総合ビジョン及び地域福祉計画との関係】



2 策定体制等

(1) 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、生活者や専門家としての立場からの意見を求めるため、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、被保険者の代表、公募市民等で構成する「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、平成29年7月以降4回の会議を開催しました。

会議の開催状況

日 時	主 要 議 題
平成 29 年 7 月 12 日	第1回委員会 1 計画の策定と制度改正の動向等について 2 これまでの取組と現在の状況について 3 市民調査結果と第7期計画の基本的な考え方について
平成 29 年 10 月 26 日 (予定)	第2回委員会 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(素案)について
平成 30 年 1 月(予定)	第3回委員会 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関する提言(案)について
平成 30 年 2 月(予定)	第4回委員会 1 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関する提言

(2) 徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議

高齢者施策を総合的に推進するためには、高齢者福祉や介護保険以外の取り組みも重要であることから、庁内組織として、「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定会議」を設置し、策定委員会との連携を図りながら、計画案の作成を行いました。

(3) 県との連携

介護保険事業計画の策定に当たっては、県が策定する「徳島県医療計画」及び「徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図るため、県との連携に努めました。

(4) 市民の意見の反映

広く市民の意見を聴くため、平成29年2月中旬から3月下旬にかけて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

調査の概要については、第1編総論の第2章(P14)で詳しく紹介しています。

(5) パブリックコメントの実施

平成29年12月中旬から平成30年1月中旬にかけて、広く市民の意見を求めるため、徳島市市民参加基本条例に基づき、計画素案についてパブリックコメントを実施しました。

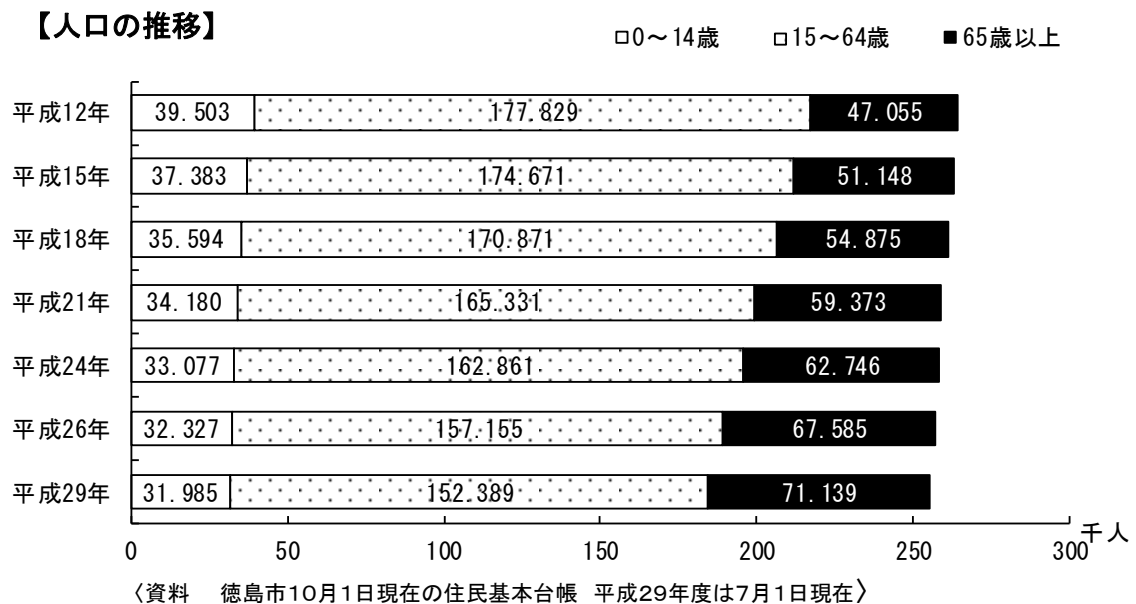
第2章 高齢者を取りまく現状と動向

1 人口の状況

(1) 人口の推移

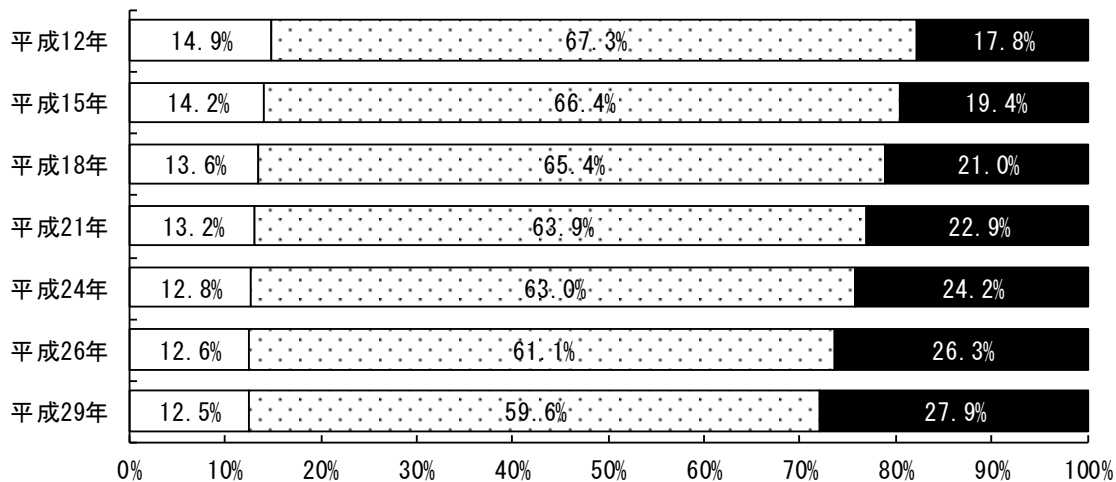
本市の平成29年7月1日現在の住民基本台帳による人口は、255,513人となっています。

年少人口(0～14歳)、高齢者人口(65歳～)について、平成12年から平成29年までの推移を見ると、年少人口は14.9%から12.5%に2.4ポイント減少し、逆に高齢者人口は17.8%から27.9%へと10.1ポイント増加する等、本市においても少子高齢化が急速に進行している状況が見られます。



【年齢3 区別構成比】

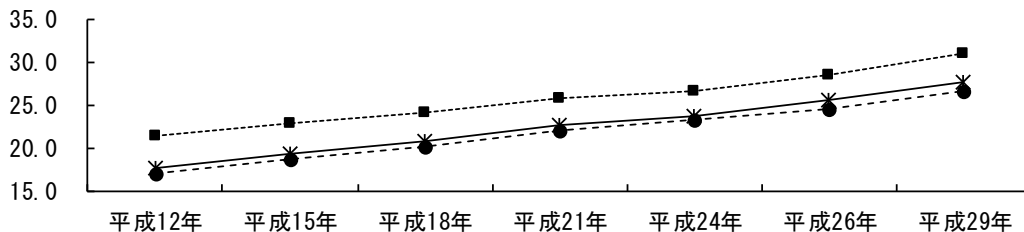
□0～14歳 □15～64歳 ■65歳以上



〈資料 徳島市10月1日現在の住民基本台帳 平成29年は7月1日現在〉

【高齢化率の推移】

● 全国 ■ 徳島県 * 徳島市

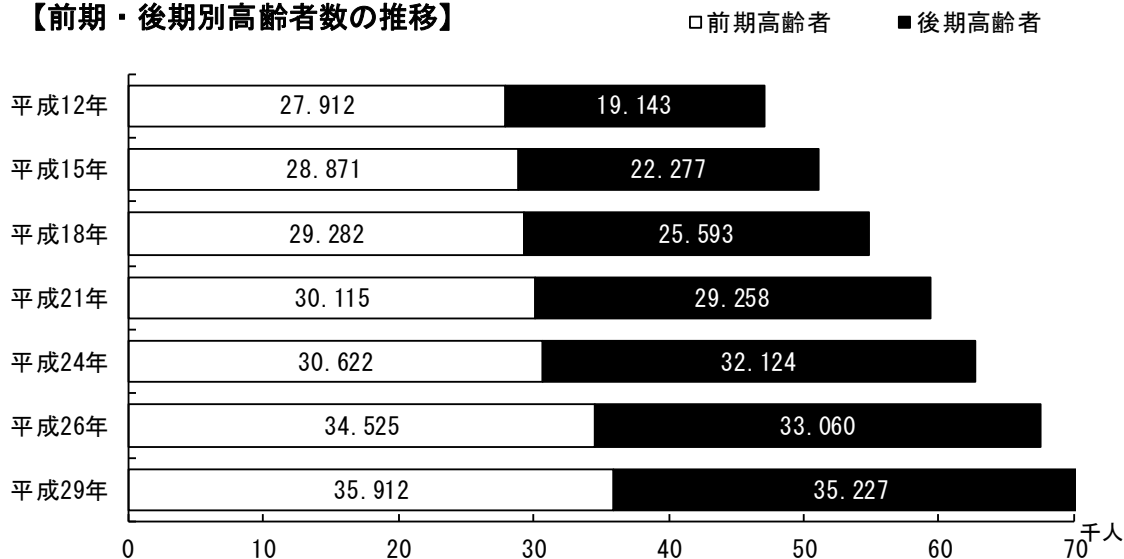


〈資料 全国・徳島県 3月31日現在の総務省住民基本台帳に基づく人口動態 平成26年以降は1月1日現在
徳島市 4月1日現在の住民基本台帳 平成26年以降は1月1日現在〉

(2) 前期・後期高齢者数の推移

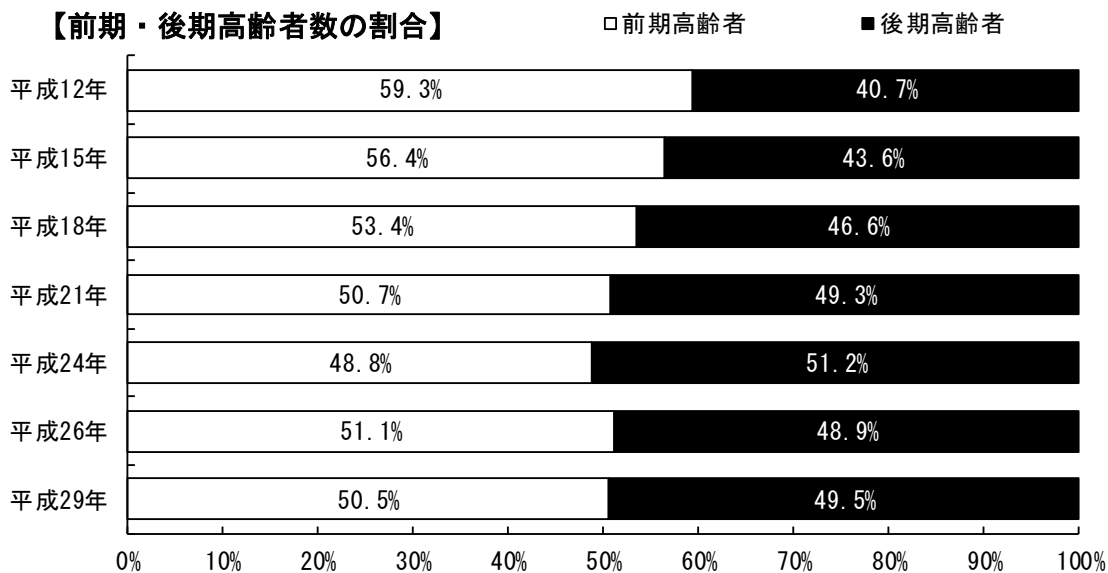
平成29年7月1日現在の高齢者数は71,139人で、その内訳は、前期高齢者(65～74歳)が35,912人、後期高齢者(75歳～)が35,227人となっています。

【前期・後期別高齢者数の推移】



〈資料 徳島市10月1日現在の住民基本台帳 平成29年は7月1日現在〉

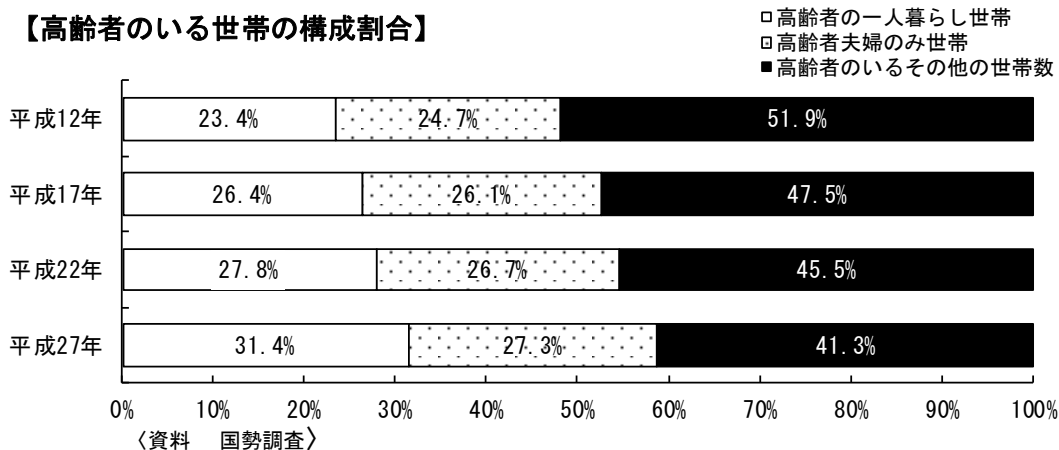
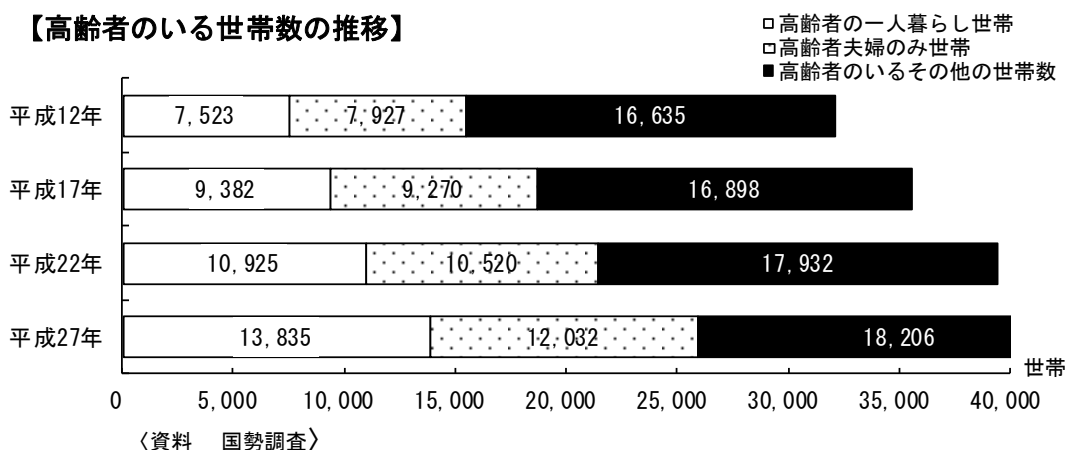
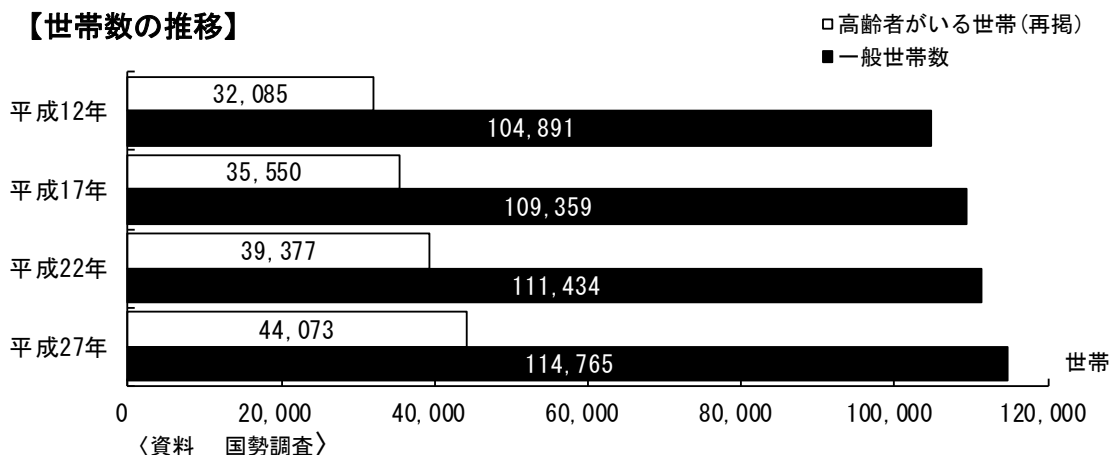
【前期・後期高齢者数の割合】



〈資料 徳島市10月1日現在の住民基本台帳 平成29年は7月1日〉

2 世帯の状況

世帯数は核家族化の進行等により年々増加し、平成27年の本市の一般世帯数は114,765世帯となっています。このうち高齢者のいる世帯は、44,073世帯で一般世帯の38.4%になっています。



3 人口推計

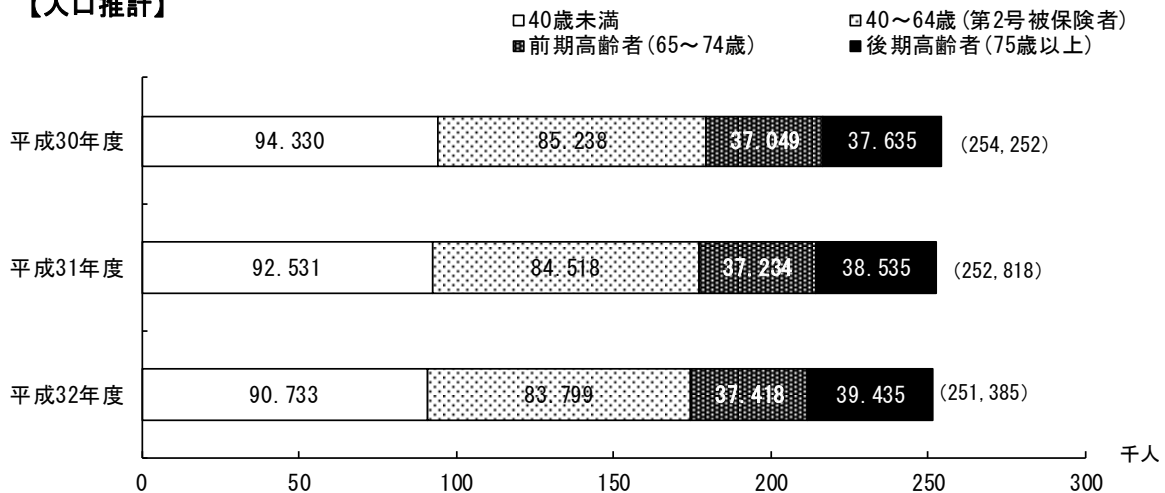
厚生労働省が平成27年国勢調査を基に第7期将来推計用として配布した推計人口によると、平成32年度の本市の人口は251,385人、また、同時点での高齢者数は76,853人（高齢化率30.6%）と推測され、人口が減少する局面の中で高齢化が続くものと予測されます。

なお、本計画の計画期間である平成30年度から平成32年度にかけては、人口は、約2,900人減少する一方、高齢者は約2,200人増加すると予測されます。

【平成32年度までの人口推計】 (人)

年齢区分	第7期推計人口(各年度10月1日現在)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人口	254,252	252,818	251,385
40～64歳	85,238	84,518	83,799
65歳以上	74,684	75,769	76,853
前期高齢者	37,049	37,234	37,418
後期高齢者	37,635	38,535	39,435
高齢化率	29.4%	30.0%	30.6%

【人口推計】



4 介護保険事業及び高齢者福祉サービスの実施状況

(1) 介護サービスの実施状況

介護保険のサービスには、在宅生活をしながら利用する「居宅サービス」、施設に入所する「施設サービス」、住み慣れた地域で利用する「地域密着型サービス」があります。

① 居宅サービス

(1月あたり)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
訪問介護	80,132 回	80,605 回	81,138 回
	5,456 人	5,444 人	4,804 人
訪問入浴介護	376 回	359 回	392 回
	76 人	72 人	71 人
訪問看護	6,117 回	6,888 回	7,946 回
	644 人	738 人	817 人
訪問リハビリテーション	6,858 回	8,254 回	10,248 回
	522 人	637 人	807 人
居宅療養管理指導	1,380 人	1,542 人	1,684 人
通所介護	35,677 回	31,932 回	30,476 回
	4,383 人	3,991 人	3,199 人
通所リハビリテーション	15,682 回	16,385 回	17,393 回
	2,086 人	2,175 人	2,359 人
短期入所生活介護	9,272 日	9,258 日	9,874 日
	546 人	549 人	580 人
短期入所療養介護 (老健)	444 日	458 日	439 日
	50 人	50 人	47 人
短期入所療養介護 (病院等)	66 日	65 日	210 日
	10 人	10 人	14 人
福祉用具貸与	4,506 人	4,828 人	5,263 人
特定福祉用具購入費	94 人	90 人	84 人
住宅改修	87 人	83 人	78 人
特定施設入所者生活介護	129 人	130 人	128 人
居宅介護支援	9,803 人	9,908 人	9,376 人

※それぞれ介護予防サービスを含むが、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額制であるため、回数には含めていない。また、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は介護予防サービスから総合事業に移行したため、平成 29 年度には含まれない。

② 施設サービス

(1月あたり)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
介護老人福祉施設	531 人	528 人	512 人
介護老人保健施設	954 人	949 人	940 人
介護療養型医療施設	338 人	336 人	349 人

③ 地域密着型サービス

(1月あたり)

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
地域密着型通所介護	0 回	6,373 回	12,530 回
	0 人	621 人	1,179 人
認知症対応型通所介護	1,467 回	1,674 回	2,423 回
	104 人	116 人	176 人
小規模多機能型居宅介護	162 人	180 人	207 人
認知症対応型共同生活介護	711 人	703 人	696 人
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	110 人	116 人	125 人
看護小規模多機能型居宅介護	10 人	11 人	8 人

(2) 介護認定審査の状況

介護保険によるサービスを利用するためには、要介護認定申請を行い、介護や支援が必要であるとの認定を受けることが必要で、要介護・要支援の審査・判定のため、介護認定審査会を設置しています。

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
審査判定件数	14,507 件	14,615 件	14,443 件
介護認定審査会の開催状況	433 回	434 回	445 回

(3) 相談等の対応

介護保険制度全般に関わる相談やサービス事業者に対する苦情に対応するため、介護支援専門員の資格を持った介護相談員を配置し、相談体制の充実に努めています。

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度見込
相談件数	1,497 件	1,657 件	1,800 件

(4) 地域支援事業の実施状況

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域支援事業を実施しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込	
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス	—	—	101,316 回
			—	—	15,505 人
		介護予防通所介護相当サービス	—	—	82,255 回
			—	—	14,196 人
		通所型短期集中介護予防サービス	—	—	33 人
		介護予防ケアマネジメント	—	—	18,655 人
	一般介護予防事業	介護予防把握事業による相談件数	—	—	1,056 件
		健康教育参加延べ人数	9,316 人	9,692 人	9,700 人
		健康相談実施延べ人数	2,644 人	2,626 人	2,700 人
		保健指導実施延べ人数	567 人	832 人	650 人
		元気高齢者づくり事業の参加者数	28,155 人	28,005 人	29,000 人
		いきいき支援事業の参加者数	1,700 人	1,800 人	1,800 人
		いきいき百歳体操の教室数	—	—	20 教室
	介護職員等研修支援事業の利用件数	—	—	20 件	
包括的支援事業	地域包括支援センターでの相談件数	36,710 件	34,627 件	35,000 件	
	在宅医療・介護連携推進事業の事業数	—	8 事業	8 事業	
	認知症初期集中支援チーム数	—	1 チーム	2 チーム	
	認知症初期集中支援チームによる支援件数	—	10 件	80 件	
	認知症地域支援推進員の配置人数	—	1 人	2 人	
	認知症サポーターの養成延べ人数	10,379 人	11,860 人	13,360 人	
	生活支援体制整備事業の協議体数	—	—	3 組織	
	地域ケア推進会議の開催回数	—	1 回	2 回	
	地域ケア圏域会議の開催回数	4 回	4 回	4 回	
任意事業	介護給付費通知の発送延べ件数	53,670 件	54,181 件	51,000 件	
	家族介護教室の参加延べ人数	1,401 人	1,239 人	1,500 人	
	家族介護用品の支給を受けた延べ人数	561 人	602 人	562 人	
	家族介護慰労金の受給者数	1 人	1 人	1 人	
	成年後見制度の利用者数	6 人	8 人	15 人	
	住宅改修支援事業の利用世帯数	11 人	11 人	15 人	
	配食サービスの利用者数	118 人	83 人	70 人	
	高齢者住宅安心確保事業による入居者数	45 人	46 人	46 人	

※成年後見制度の利用者数は、市長申立ての件数のみを計上しています。

(5) 高齢者福祉サービスの実施状況

高齢者が地域において自立した生活が送れるよう介護保険サービス等と連携させた複合的な福祉サービスを実施しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込
軽度生活援助事業の利用者数	146 人	148 人	147 人
住宅改造費の助成件数	6 件	4 件	4 件
日常生活用具の給付台数	18 台	21 台	21 台
福祉電話の設置台数	41 台	38 台	36 台
緊急通報システムの累計設置台数	877 台	864 台	863 台
社会福祉法人等による 利用者負担軽減制度の利用者数	255 人	263 人	252 人
友愛訪問活動の対象者数	434 人	423 人	394 人
特定目的住宅の入居戸数	9 戸	9 戸	5 戸
生活管理指導短期宿泊事業の利用者数	2 人	7 人	7 人

(6) 高齢者の社会参加の促進、生きがいづくりの推進

高齢者の就労機会の拡大、外出手段の確保等により社会参加を促進してきました。

また、健康で生きがいを持って過ごすため、地域における自主的な生きがい活動等を支援しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込
シルバー人材センターの会員数	1,431 人	1,394 人	1,358 人
市バス無料乗車証の交付人数	40,624 人	41,780 人	43,785 人
高齢者特定回数乗車券の交付人数	4,170 人	4,230 人	4,448 人
老人クラブの育成(老人クラブ数)	116 クラブ	116 クラブ	114 クラブ
〃 (会 員 数)	6,077 人	6,062 人	5,836 人
老人いこいの家設置数	2 か所	2 か所	2 か所
地域ふれあい事業に参加する 老人クラブ数	112 クラブ	112 クラブ	110 クラブ
高齢者文化活動事業の開催回数	3 回	3 回	3 回

(7) 高齢者の入所施設

様々な理由により、在宅において生活することが困難な人が入所する施設です。自立者等の受け皿としての役割を果たしています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 見込
養護老人ホームの定員数	90 人	90 人	90 人
軽費老人ホームの定員数	50 人	50 人	50 人
ケアハウスの定員数	446 人	446 人	446 人

5 市民調査結果からみた高齢者の状況

(1) 調査の概要

介護保険事業計画は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、作成する必要があります。

このため、計画の策定に先立ち、本市における被保険者の実態把握を目的とした次の2つの調査を実施しました。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

調査の目的	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること
調査日程	平成29年2月13日～平成29年3月10日
調査対象	本市の65歳以上の高齢者のうち要介護1～5以外の者
調査対象者	59,796人(平成29年2月1日時点)
調査票配布数	1,600人
調査方法	郵送により調査票を発送・回収
回収状況	回答数1,092件(回答率68.3%)

【在宅介護実態調査】

調査の目的	「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討すること
調査日程	平成29年3月10日～平成29年3月24日
調査対象	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、該当年度に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方
調査対象者	9,366人(平成29年2月28日時点)
調査票配布数	1,200人
調査方法	郵送により調査票を発送・回収
回収状況	回答数816件(回答率68.0%)

(2) 調査結果

前項の各調査における調査項目及び結果の詳細については、第2編各論の第4章(P.)で詳しく紹介しています。

また、次項では、各調査において特に本計画との関わりが深い項目について、調査結果とそこから伺える高齢者施策への期待について整理しています。

(3) 調査結果からみる高齢者施策への期待

調査項目1／今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

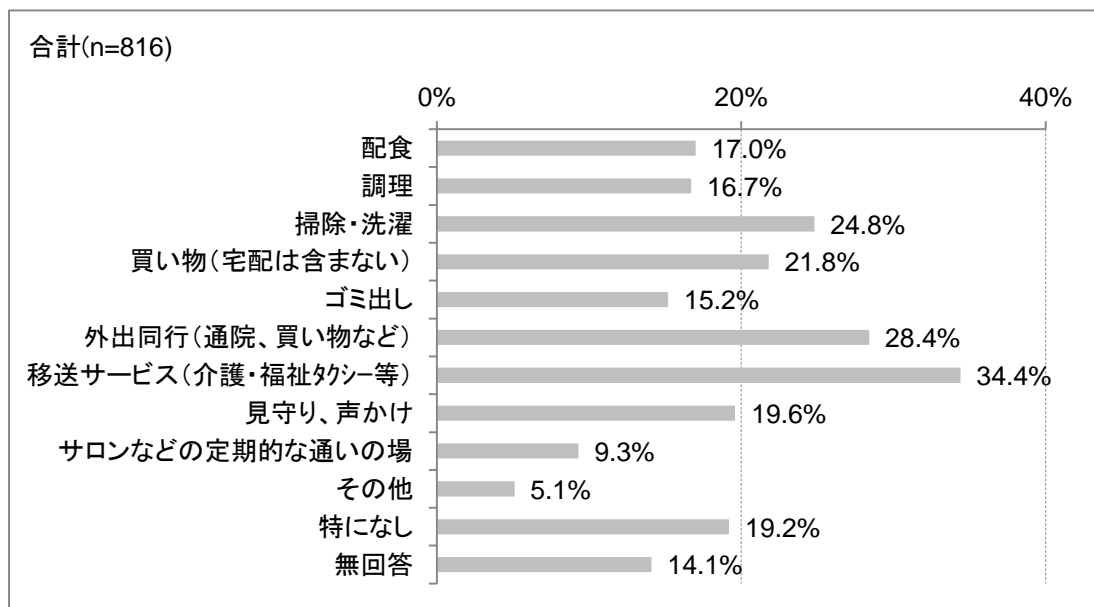
(在宅介護実態調査1(9)より)

【調査結果】

移送サービス(介護・福祉タクシー等)が34.4%と最も高く、次いで通院・買い物などの外出同行が28.4%、掃除・洗濯(24.8%)や買い物(21.8%)などの生活支援サービスが必要との回答が多く出されました。

また、調理(16.7%)よりも配食サービス(17.0%)が必要との回答がわずかに高い結果となっています。

その他、見守りや声かけが必要との回答は、19.6%となっています。



【調査結果からみる施策への期待】

公共交通機関だけでは市民ニーズを充足できていないという環境上の要因もあり、移送サービスのニーズが高くなっています。サービスの開発について検討が必要です。

また、生活支援サービスとしては外出同行や掃除・洗濯、買い物支援のニーズが高く、これらは専門職以外の者でも提供可能なサービスであることから、専門職以外の民間事業者や住民などによる多様なサービスの構築・拡充を図ることにより、量的にも、経済的にも、サービスを受けやすい環境づくりが求められます。

また、見守りや声かけなどの地域住民同士の絆の強化も必要です。

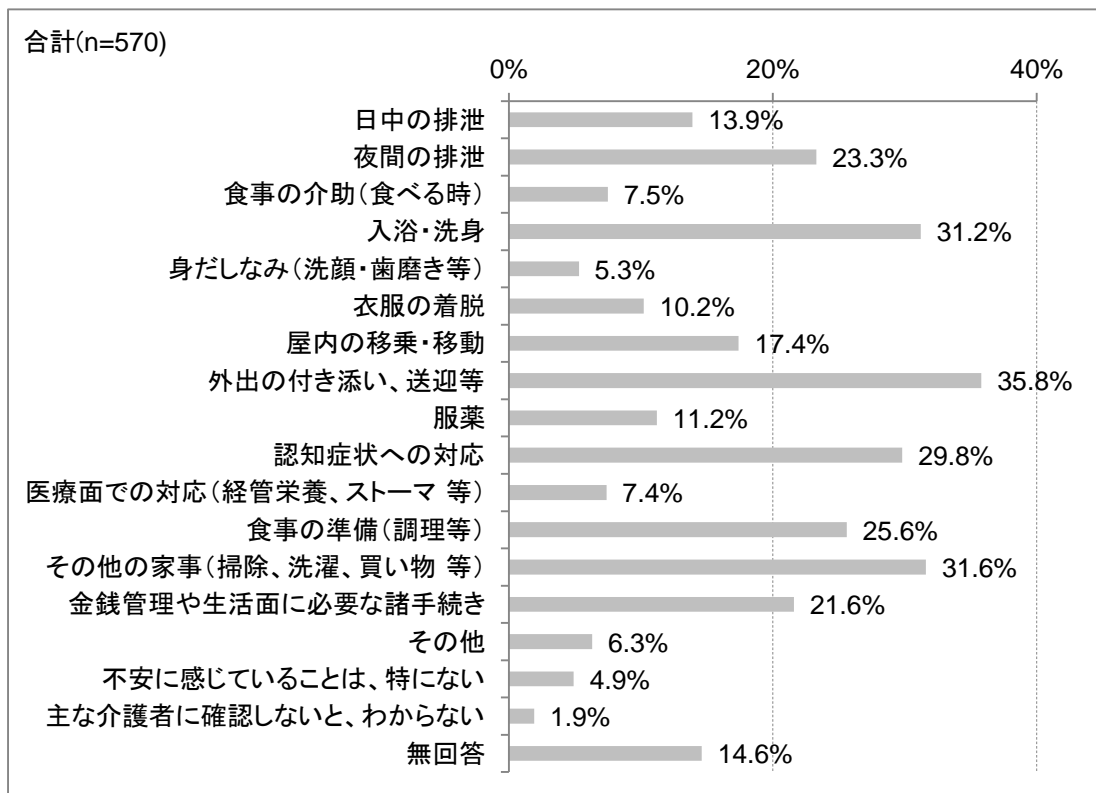
調査項目 2 / 在宅での介護の継続にあたり、介護者が不安に感じていること

(在宅介護実態調査2(5)より)

【調査結果】

最も多かった回答は、「外出の付き添い・送迎等」で 35.8%、次いで「食事の準備以外の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が多く 31.6%、「入浴・洗身」が 31.2%となっています。

また、20%以上の人を選択されたその他の回答としては、「認知症状への対応」が 29.8%、「食事の準備（調理等）」が 25.6%、「夜間の排泄」23.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 21.6%となっています。



【調査結果からみる施策への期待】

調査項目1と同様、移送サービスなど、身体介護以外のサービスへのニーズが高いことが分かります。移送サービスや多様な主体による生活支援サービスの構築が求められます。

また、認知症状への対応が不安との回答も多く、認知症に関する地域住民への普及啓発や相談体制の強化、見守り体制の構築、初期集中支援の充実やこれらの制度周知が必要です。

調査項目3／地域住民有志による健康づくりや趣味の活動に「参加者」として参加したいですか。
 または、「企画・運営」として参加したいですか。
 （介護予防・日常生活圏域ニーズ調査12・13より）

【調査結果】

「参加者」として参加意向のある高齢者の割合は、55.2%となっています。また、「企画・運営」として参加意向のある高齢者の割合は、30.9%となっています。

12 地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（その他の一般高齢者）	(%)	51.8	52.6	52.8	52.2	49.8
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（要支援者を除く介護予防・日常生活支援総合事業対象者）	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（要支援1）	(%)	2.3	2.2	2.2	2.5	2.2
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（要支援2）	(%)	1.1	0.0	1.9	1.1	1.5
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合（合計）	(%)	55.2	54.7	56.9	55.8	53.5

13 地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合（その他の一般高齢者）	(%)	29.1	28.8	27.7	29.9	30.1
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合（要支援者を除く介護予防・日常生活支援総合事業対象者）	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合（要支援1）	(%)	1.3	1.1	1.1	1.8	1.1
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合（要支援2）	(%)	0.5	0.0	0.4	0.7	0.7
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合（合計）	(%)	30.9	29.9	29.2	32.4	32.0



【調査結果からみる施策への期待】

多くの方が、地域住民主体による健康づくりや趣味の活動に参加意向があることが分かりました。行政として、地域住民主体で取り組める介護予防活動への支援を充実させることが求められています。

また、高齢者の介護予防に対する意欲の維持・向上への働きかけ、長く継続できる事業とするための支援の方法、ニーズに対応するための介護予防活動の多様化などについて、検討していく必要があります。

調査項目4／身近に、心配事や愚痴を言い合える人がいますか。

また、病気のと看病・世話をし合える人はいますか。

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査22～25より)

【調査結果】

「心配事や愚痴を聞いてくれる人がいる」と答えた人は91.9%でした。

反対に、「心配毎や愚痴を聞いてあげる人がいる」と答えた人は86.7%と、いずれも高い値となっています。

また、「病気のと看病や世話をしてくれる人がいる」と答えた人は90.2%、「看病や世話をしあげる人がいる」と答えた人は81.1%と、こちらも両方とも、高い値となっています。

22 情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(65歳以上70歳未満(男))	(%)	13.1	13.5	12.7	14.4	11.5
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(65歳以上70歳未満(女))	(%)	16.5	18.2	15.4	15.1	17.5
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(70歳以上75歳未満(男))	(%)	10.8	10.9	9.7	12.2	10.4
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(70歳以上75歳未満(女))	(%)	11.9	9.9	13.9	11.2	13.0
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(75歳以上80歳未満(男))	(%)	7.4	7.7	10.1	4.3	7.4
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(75歳以上80歳未満(女))	(%)	11.8	12.0	12.4	9.7	13.0
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(80歳以上85歳未満(男))	(%)	5.2	5.5	5.2	6.8	3.3
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(80歳以上85歳未満(女))	(%)	7.4	7.7	6.4	9.4	6.3
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(85歳以上90歳未満(男))	(%)	2.8	2.6	2.6	3.6	2.2
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(85歳以上90歳未満(女))	(%)	2.8	2.9	2.6	2.5	3.0
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(90歳以上(男))	(%)	0.6	0.7	0.0	1.1	0.7
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(90歳以上(女))	(%)	1.6	1.1	1.9	1.8	1.5
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合(性・年齢階級別)(合計)	(%)	91.9	92.7	92.9	92.1	90.0

23 情緒的サポートを与える相手がいる者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合(要支援度等区分別)(その他の一般高齢者)	(%)	81.3	85.8	79.4	79.9	79.9
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合(要支援度等区分別)(要支援者を除く介護予防・日常生活支援総合事業対象者)	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合(要支援度等区分別)(要支援1)	(%)	2.7	2.9	2.6	3.2	1.9
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合(要支援度等区分別)(要支援2)	(%)	2.8	1.5	4.5	2.9	2.2
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合(要支援度等区分別)(合計)	(%)	86.7	90.1	86.5	86.0	84.0

24 手段的サポートをくれる相手がいる者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（65歳以上70歳未満（男））	(%)	13.1	13.9	12.4	14.0	12.3
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（65歳以上70歳未満（女））	(%)	16.2	18.6	14.2	14.4	17.5
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（70歳以上75歳未満（男））	(%)	11.5	12.4	9.7	12.2	11.5
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（70歳以上75歳未満（女））	(%)	11.4	9.5	13.5	10.8	11.9
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（75歳以上80歳未満（男））	(%)	7.2	6.9	9.4	4.7	7.8
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（75歳以上80歳未満（女））	(%)	11.3	11.3	12.4	9.7	11.9
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（80歳以上85歳未満（男））	(%)	5.2	5.8	5.6	6.8	2.6
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（80歳以上85歳未満（女））	(%)	6.5	7.7	5.2	8.6	4.5
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（85歳以上90歳未満（男））	(%)	2.5	1.8	1.9	4.0	2.2
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（85歳以上90歳未満（女））	(%)	2.8	3.3	2.6	2.5	3.0
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（90歳以上（男））	(%)	0.7	0.7	0.4	1.1	0.7
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（90歳以上（女））	(%)	1.7	1.1	1.9	1.8	1.9
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（性・年齢階級別）（合計）	(%)	90.2	93.1	89.1	90.6	87.7

25 手段的サポートを与える相手がいる者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
手段的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別） （その他の一般高齢者）	(%)	77.1	81.0	77.2	77.0	73.2
手段的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別） （要支援者を除く介護予防・日常生活支援総合事業対象者）	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
手段的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別） （要支援1）	(%)	2.2	2.2	1.5	3.2	1.9
手段的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別） （要支援2）	(%)	1.7	0.7	2.6	2.5	1.1
手段的サポートを与える相手がいる者の割合（要支援度等区分別） （合計）	(%)	81.1	83.9	81.3	82.7	76.2



【調査結果からみる施策への期待】

多くの人が、身近に相談や身の回りの世話をし合える人がいる状況であることが分かりました。相談できる相手が多ければ多いほど、孤独感は解消され、日常生活が安心して送れるようになります。また、反対に相談に乗ったり、誰かの世話をすることは、自己肯定感や生きがいにつながります。

住民同士の支え合いの地域づくりについて、取り組みを進めるとともに、相談相手などがいないと答えた人について、行政などによる相談支援体制の充実やサービスの利用促進策を講じる必要があります。

調査項目5／地域包括支援センター（在宅介護支援センター）の認知度

（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査28・30より）

【調査結果】

地域包括支援センターは、前回調査（平成26年実施）と比較して「知っている」が9.7ポイント増の24.3%、「名前は聞いたことがある」が6.6ポイント増の29.6%と、認知度が向上している調査結果となっているものの、「知らない」と回答した人が41.7%と、十分認知されているとは言えない状況です。

また、地域包括支援センターのブランチである在宅介護支援センターは、前回調査と比較して「知っている」が1ポイント増の9.4%、「名前は聞いたことがある」が0.3ポイント減の21.0%となっている一方、「知らない」が0.7ポイント増の65.1%と、認知していない人が「知っている」、「聞いたことがある」人を大きく上回る結果となっています。

28 地域包括支援センターを知っている高齢者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	(%)	24.3	23.7	20.1	26.8	26.8
地域包括支援センターの名前を聞いたことがある高齢者の割合	(%)	29.6	33.6	31.2	29.3	24.2
地域包括支援センターを知らない高齢者の割合	(%)	41.7	39.1	43.1	40.7	43.9
無回答	(%)	4.4	3.6	5.6	3.2	5.1
合計	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

30 在宅介護支援センターを知っている高齢者の割合

		徳島市	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域
在宅介護支援センターを知っている高齢者の割合	(%)	9.4	9.9	6.7	12.1	8.9
在宅介護支援センターの名前を聞いたことがある高齢者の割合	(%)	21.0	20.4	23.0	20.0	20.4
在宅介護支援センターを知らない高齢者の割合	(%)	65.1	66.4	64.3	64.3	65.4
無回答	(%)	4.5	3.3	6.0	3.6	5.3
合計	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



【調査結果からみる施策への期待】

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターは、地域で生活する高齢者の暮らしを支えていく上で重要な役割を担っているため、今後も市民に対し、広く周知を図ることが大きな課題と言えます。

6 介護保険制度改正の動向

本計画の策定に先立ち、「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)」が平成 29 年6月2日に公布されました。

改正法では、次の5点を主な内容としており、順次施行される予定です。

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ② 医療・介護の連携の推進等
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- ④ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(平成 30 年8月施行)
- ⑤ 介護納付金への総報酬割の導入(平成 29 年8月分の介護納付金から適用)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

- ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。
- ・ 計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備 ほか

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける ほか

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

(厚生労働省資料を基に作成)

1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

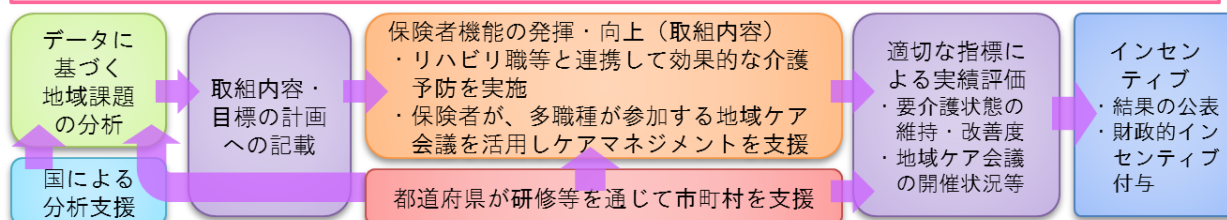
見直し内容 ～保険者機能の抜本強化～

○高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、
- ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
 - ②適切な指標による実績評価
 - ③インセンティブの付与 を法律により制度化。

※主な法律事項

- ・介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備



（厚生労働省資料を基に作成）

2. 新たな介護保険施設の創設

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

〈新たな介護保険施設の概要〉

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。
※具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

（厚生労働省資料を基に作成）

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2 この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制（*例：地区社協、地域包括、社会福祉法人、NPO等）
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画も同様。）

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける。
（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）

（厚生労働省資料を基に作成）

4. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。

【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上	2割 ⇒ 3割
年金収入等 280万円以上	2割
年金収入等 280万円未満	1割

【対象者数】

制度改正で3割負担となる者：約12万人（全体の約3%）

現行制度の2割負担者：45万人

受給者全体：496万人

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数（実績）	360万人	136万人	56万人	496万人
3割負担（推計）	約13万人	約4万人	約1万人	約16万人
うち負担増（対受給者数）	約11万人（3%）	約1万人（1%）	約0.0万人（0.0%）	約12万人（3%）

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

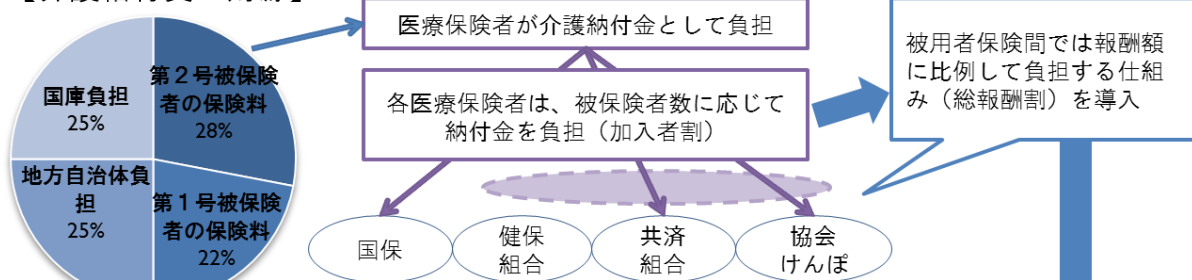
（厚生労働省資料を基に作成）

5. 介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

- 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である「加入者数に応じて負担」しているが、これを被用者保険間では「報酬額に比例した負担」とする。（激変緩和として段階的に導入）
【平成29年8月分より実施】

【介護給付費の財源】



【総報酬割導入後のスケジュール】

【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

	29年度		30年度	31年度	32年度
	～7月	8月～			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

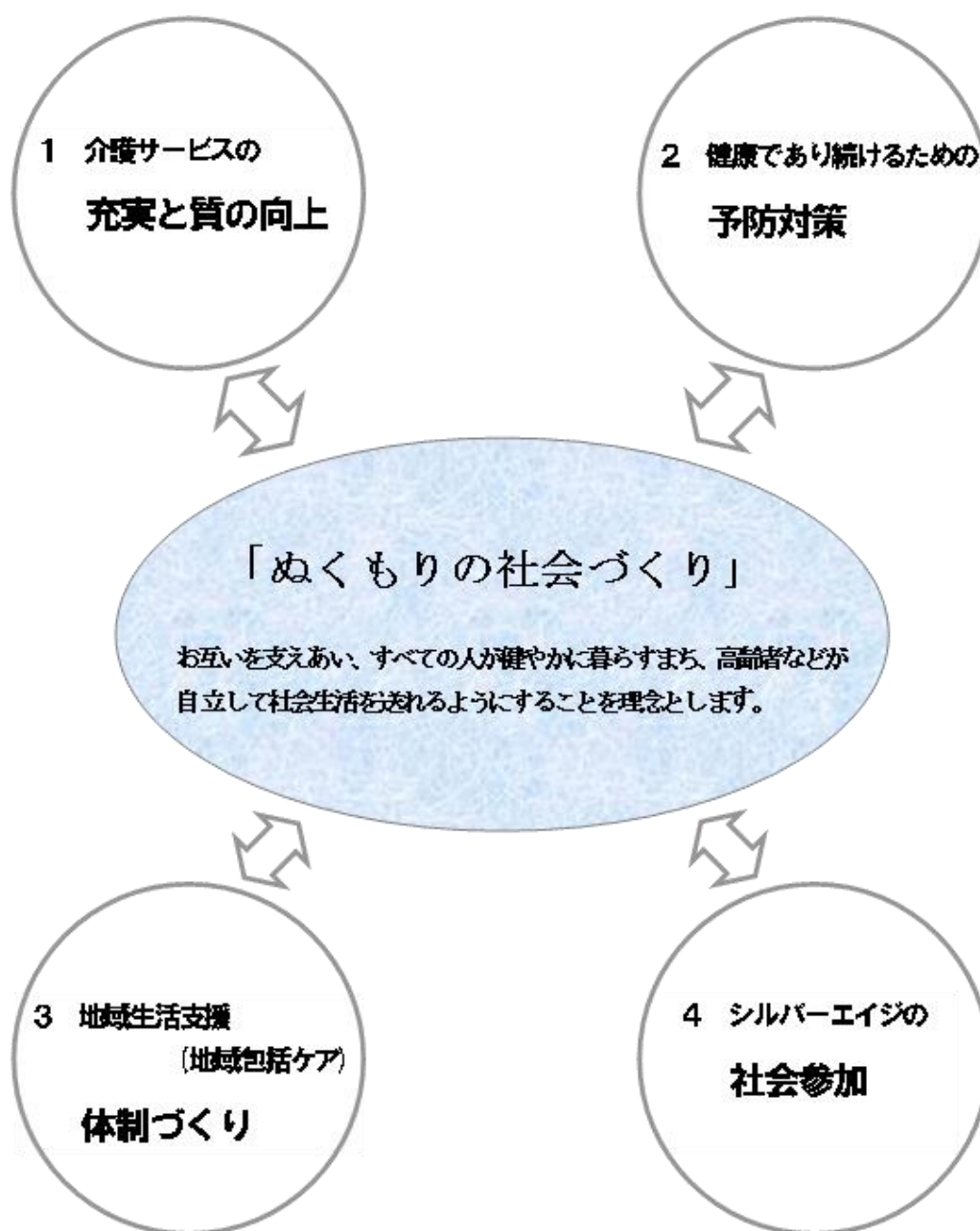
（厚生労働省資料を基に作成）

7 前回計画の取組状況

平成 27 年度から平成 29 年度の3年間を計画期間とした前回計画では、「ぬくもりの社会づくり」を基本理念に掲げ、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、いきいきと自立した生活が送れるよう「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の実現を念頭に、保健・医療・福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めてきました。

ここでは、前回計画において基本理念の実現に向け設定した次の4つの基本目標について、個別に取組状況の評価を行い、第7期計画の策定に向けた方向性を整理します。

【前回計画における基本理念と基本目標】



第6期計画での基本目標1／ 介護サービスの充実と質の向上

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう介護サービスの充実に努めるとともに、介護サービスに係る利用者保護、高齢者や家庭に対する相談支援体制の充実に努めます。

また、県及び関係機関との連携を図り、介護サービスの質の確保、向上を図るため、事業者に対する指導、監督や介護給付の適正化に取り組むとともに、事業者による情報公開を推進します。



【第6期計画の取組状況】

介護サービスの充実を図るため、新たに地域密着型サービス事業所を指定しました。指定の際には被保険者、サービス利用者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる地域密着型サービス運営委員会を開催し、委員からご意見をいただきました。また、既存の事業所には実地指導を実施するとともに随時指導を行い、適切な事業所運営、自己評価・外部評価の実施、運営推進会議の実施等について指導することにより、介護サービスの質の向上、情報公開、地域との連携等に努めました。

介護・ながいき課窓口では相談員を配置し、相談への対応、苦情等の迅速な解決に努めました。また、介護給付費通知書の送付や国民健康保険団体連合会の適正化システムの活用等により、介護給付の適正化に取り組みました。



【第7期計画策定に向けた方向性】

介護サービスの充実と質の向上のため、これまでの取組を今後も継続していきます。また、制度改正により本市指定事業所が今後増加する見込みであることから、より効果的・効率的な指導方法等を検討します。

第6期計画での基本目標2／ 健康であり続けるための予防対策

高齢者が介護を要する状態にならないための予防や機能低下の早期発見、早期対応を推進する介護予防事業を展開します。

また、運動教室の開催、介護予防に関する知識・行動の普及啓発を通じて、健康の維持に対する意識啓発を推進します。



【第6期計画の取組状況】

平成 27 年度・平成 28 年度は、高齢者が介護を要する状態にならないための予防や機能低下の早期発見を目的として、65 歳以上で要介護申請を行っていない人を対象として、基本チェックリストの送付及び、基本チェックリストの未返信者に対する包括支援センター職員の個別訪問を実施しました。

平成 29 年度からは、総合事業の開始に伴い、国の方針どおり従来の基本チェックリストの送付(二次予防事業対象者把握事業)は行わず、新たに介護予防把握事業として、65 歳以上で要介護申請を行っていない人を対象とした包括支援センター職員による個別訪問のみ実施しています。

また、運動教室として、既存事業である「元気高齢者づくり事業」や保健センターによる不定期の運動教室や健康相談に加え、平成 29 年度から新たに、住民主体による「いきいき百歳体操」教室設置に対する支援を開始しています。

その他、普及啓発事業としては、高齢者のための便利帳「あんしん」を毎年発行、広く配布しています。



【第7期計画策定に向けた方向性】

介護予防活動を更に強力に推進するためには、住民の介護予防に対する意識の啓発が必要不可欠であることから、従前の事業に加え、介護予防に関する市民講座及び市民勉強会を開催し、介護予防に係る住民意識の醸成を図ります。

また、新たな介護予防事業の開発や、本市等が実施する既存事業のうち、介護予防に活用可能な事業と連携することにより、本市における介護予防活動をより充実させます。

第6期計画での基本目標3／ 地域生活支援(地域包括ケア体制づくり)

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう保健・医療・福祉の関係機関・団体の連携による地域包括ケア体制の構築及び居住環境・介護予防拠点の整備・充実に推進します。



【第6期計画の取組状況】

平成28年度から「在宅医療・介護連携推進事業」を実施し、医療と介護の多職種連携を図るため、各種研修事業や市民公開講座等を開催しています。

また、地域住民等による高齢者を取り巻く地域課題の抽出・検討を行い、検討結果から必要に応じて政策形成につなげる「地域ケア会議推進事業」を平成28年度から実施しています。

平成28年10月からは、「認知症総合支援事業」として、認知症初期集中支援チームを1チーム(平成29年度は2チーム)設置するとともに、認知症地域支援推進員を1人(平成29年度は2人)設置し、認知症の早期発見・早期治療や見守り活動等の体制整備を目的として、活動しています。

また、平成29年4月から「徳島市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を開始しています。

そのほか、平成29年度から、リハビリ専門職の介護予防事業への活用策として、「地域リハビリテーション活動支援事業」を開始し、介護サービス事業所の職員研修会へのリハビリ専門職派遣を行うことにより、事業所における介護予防サービスの質の向上を図っています。



【第7期計画策定に向けた方向性】

地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度の持続可能性を高めるには、総合事業において、従来の基準を緩和したサービスの構築や、住民主体の生活支援サービスの構築が必要不可欠であるため、これらのサービスの構築・拡充を図ります。

また、認知症関連施策として、見守り体制の強化や充実、関係機関との連携や、認知症サポーター等、地域住民との協働について推進します。

第6期計画での基本目標4／ シルバーエイジの社会参加

高齢者が、就労や社会活動に参加できる環境を整備し、高齢者の生きがいを高め、市民活動等への社会参加を促進します。



【第6期計画の取組状況】

高齢者が自らの教養を高め、社会参加の促進や豊かな生活が送れることを目指した高齢者の生きがいをづくりと健康づくりを推進するため、高齢者の自主的な活動団体である老人クラブの育成に努めました。

また、高齢者の外出支援として、70歳以上の高齢者に対し、市バス無料乗車証を交付しているほか、平成29年1月からは、65歳以上の運転免許証自主返納者について、バス乗車賃の半額免除を実施しています。

その他、交通不便地域における外出支援として、住民主体で運営する地域コミュニティバスへの補助を実施しています。

また、高齢者の就労支援として、公益社団法人シルバー人材センターに対し補助を行い、センターによる就労支援活動を助成しました。

その他、生きがいをづくりの推進として、100歳以上高齢者の慶祝訪問や地区敬老会開催補助、ダイヤモンド婚・金婚記念祝賀式の開催や、高齢者文化活動事業の推進として、高齢者大学や高齢者文化祭を開催しました。



【第7期計画策定に向けた方向性】

地域包括ケアシステムの構築のため、元気高齢者の社会参加を強力に推進する必要があることから、公益社団法人シルバー人材センターと連携し、地域住民による生活支援サービスの構築を図ります。

8 日常生活圏域の設定

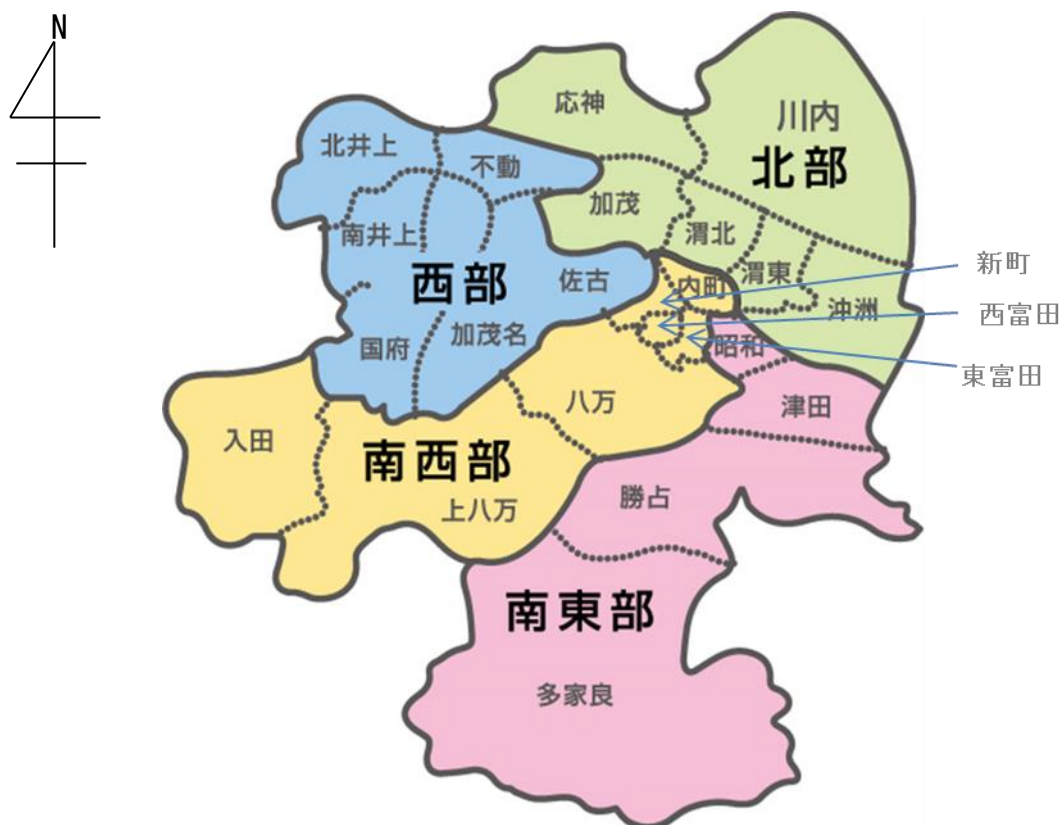
高齢者が住み慣れた地域で、健やかに安心して生活し続けられる社会基盤を整備するためには、高齢者の日常生活の場である「日常生活圏域」において、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を構築する必要があります。

本市では、第4期介護保険事業計画から、本市の23行政地区について、それぞれの地勢や面積等の地理的条件、高齢者や認定者等の状況、道路交通体系等の社会的条件、介護保険施設等の整備状況等を総合的に勘案し、次の4圏域を日常生活圏域として設定しています。

各圏域においては、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センター及び、地域包括支援センターのブランチ機能を有した在宅介護支援センターが中心となり、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有やネットワークの構築に取り組んでいます。

第7期計画においても、この4つの日常生活圏域を基本に、各圏域の実情に応じた取り組みを推進します。

【日常生活圏域図】



【日常生活圏域別人口・高齢者人口・認定者数等】 (単位 人、%)

		北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域	市外等	総計
人口	男	42,785	29,028	25,692	23,767		121,272
	女	46,765	32,628	29,015	25,833		134,241
	計	89,550	61,656	54,707	49,600		255,513
高齢者数	男	9,526	7,534	6,898	5,899		29,857
	女	13,055	10,630	9,593	8,004		41,282
	計	22,581	18,164	16,491	13,903		71,139
高齢化率	男	22.3%	26.0%	26.8%	24.8%		24.6%
	女	27.9%	32.6%	33.1%	31.0%		30.8%
	計	25.2%	29.5%	30.1%	28.0%		27.8%
認定者数	要支援1	679	608	563	396	5	2,251
	要支援2	774	699	514	474	10	2,471
	要介護1	991	886	767	604	25	3,273
	要介護2	770	772	581	490	14	2,627
	要介護3	662	577	433	363	28	2,063
	要介護4	572	547	406	331	24	1,880
	要介護5	378	386	269	230	12	1,275
	計	4,826	4,475	3,533	2,888	118	15,840
うち2号	78	68	51	56	1	254	
認定率		21.4%	24.6%	21.4%	20.8%		22.3%

平成 29 年 7 月 1 日現在

【日常生活圏域別サービス事業所数】

(単位 事業所)

	北部地域	西部地域	南西部地域	南東部地域	総計
訪問介護	46	42	30	31	149
訪問入浴介護	0	1	2	0	3
訪問看護	80	65	81	35	261
訪問リハビリテーション	60	48	62	28	198
通所介護	25	22	13	16	76
通所リハビリテーション	110	90	127	54	381
短期入所生活介護	7	8	3	11	29
短期入所療養介護	9	9	9	9	36
福祉用具貸与	17	10	6	10	43
福祉用具販売	18	10	7	10	45
居宅療養管理指導	151	149	171	68	539
特定施設入居者生活介護	1	2	0	0	3
居宅介護支援	32	33	27	31	123
地域密着型通所介護	9	8	16	7	40
認知症対応型通所介護	3	3	3	1	10
小規模多機能型居宅介護	2	1	3	4	10
認知症対応型共同生活介護	13	9	12	9	43
地域密着型介護老人福祉施設	1	1	1	1	4
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	1
介護老人福祉施設	3	2	2	4	11
介護老人保健施設	3	5	3	4	15
介護療養型医療施設	4	4	5	3	16
総計	595	522	583	336	2,036

平成 29 年 7 月 1 日現在(徳島県ホームページ 指定事業者情報からデータを加工)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本方針

本市では、市政における最上位計画である「徳島市まちづくり総合ビジョン」において、「笑顔みちる水都 とくしま」を目指すまちの姿(将来像)に掲げ、多くの人々にそこに住みたい、住み続けたいと思ってもらえる、市民満足度の高いまちの実現(笑顔倍増)を目指すこととしています。

また、総合ビジョンの中で、目指すまちの姿の実現に向けて今後進めていくまちづくりの基本目標の一つを、「つなぐ」まち・とくしまと定め、本市の強みを生かした少子高齢化・人口減少対策により、次世代を育み、高齢者や障害者など、誰もが安心して活躍できる持続可能なまちづくりを進めることとしています。

一方、総合ビジョンを地域福祉の分野から実現するための計画として定められた「第2期地域福祉計画」では、日々生活を行う場である身近な地域社会において、住民の一人ひとりが住み慣れた地域で障害の有無や年齢等に関わらず、安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしており、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として福祉施策を展開することとしています。

これら本市が定めるまちづくりに関する諸計画や方針、前章で整理した本市の高齢者を取りまく現状や課題等を踏まえ、本計画における基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現

また、基本理念の実現に向けた基本的な取組方針を次のとおり定めます。

【基本方針】

- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や家庭で、その有する能力に応じて、いきいきと自立した生活が送れるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）づくりを進めるとともに、構築された体制をより深化・推進していきます。
- 地域の実態把握・課題分析を踏まえ、地域における高齢者に関する共通の目標を設定し、関係者間で共有、達成に向けた具体的な計画を作成・実行することにより、「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化します。
- 豊富な知識や経験を持つ高齢者が、社会の担い手として活躍できるよう、就労機会の拡大や地域活動への参加の促進を図るとともに、地域におけるさまざまな世代間の交流を推進し、高齢者が生きがいと誇りを持って、生涯を過ごせる環境づくりを進めます。

2 基本目標と施策

前項で定めた基本理念をより具体化するために基本方針に基づく基本目標を定め、これを達成するために取り組むべき施策を次のとおり定めます。

基本目標1:地域ぐるみ支え合い体制づくり(地域包括ケアシステムの構築)

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、地域包括ケアシステムを構築、深化、推進していくため、効果的な施策を位置づけるとともに、保健・医療・福祉・介護・住まい等の関連施策や地域での支え合い活動等が連携し、行政・市民・事業者・関係機関が協働して、本市の地域特性を活かした地域ぐるみでの支え合い体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

施策1 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

セルフケアマネジメントの視点に立った健康の保持と増進を図るとともに、疾病等の早期発見・予防を目的とした施策への取り組みを通じ、心身ともに自立した状態で健康的に日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。

施策2 生きがいのある地域づくり

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老活動やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を図ります。

施策3 介護予防と社会参加の推進

高齢者が支援や介護が必要な状態になることを予防する目的で、住民自らが主体的に参加できる、介護予防の効果的な環境づくりに努めます。

また、支援が必要な状態になっても状態が悪化しないよう、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築・深化を図るとともに、地域活動等へ高齢者の積極的な参加を促進し、社会参加の視点による生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

施策4 介護・福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築、深化、推進を目指します。

施策5 医療と介護の連携推進

医療と介護を必要とする状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら、人生の最後まで自分らしい生活が続けることができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築・深化を図ります。

施策6 在宅での生活の継続を支える地域づくり

高齢者が在宅での生活を安心して継続することができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

基本目標2: 高齢者を支える介護体制づくり(介護保険事業のサービス量見込みと保険料)**施策 介護保険事業の適切な実施**

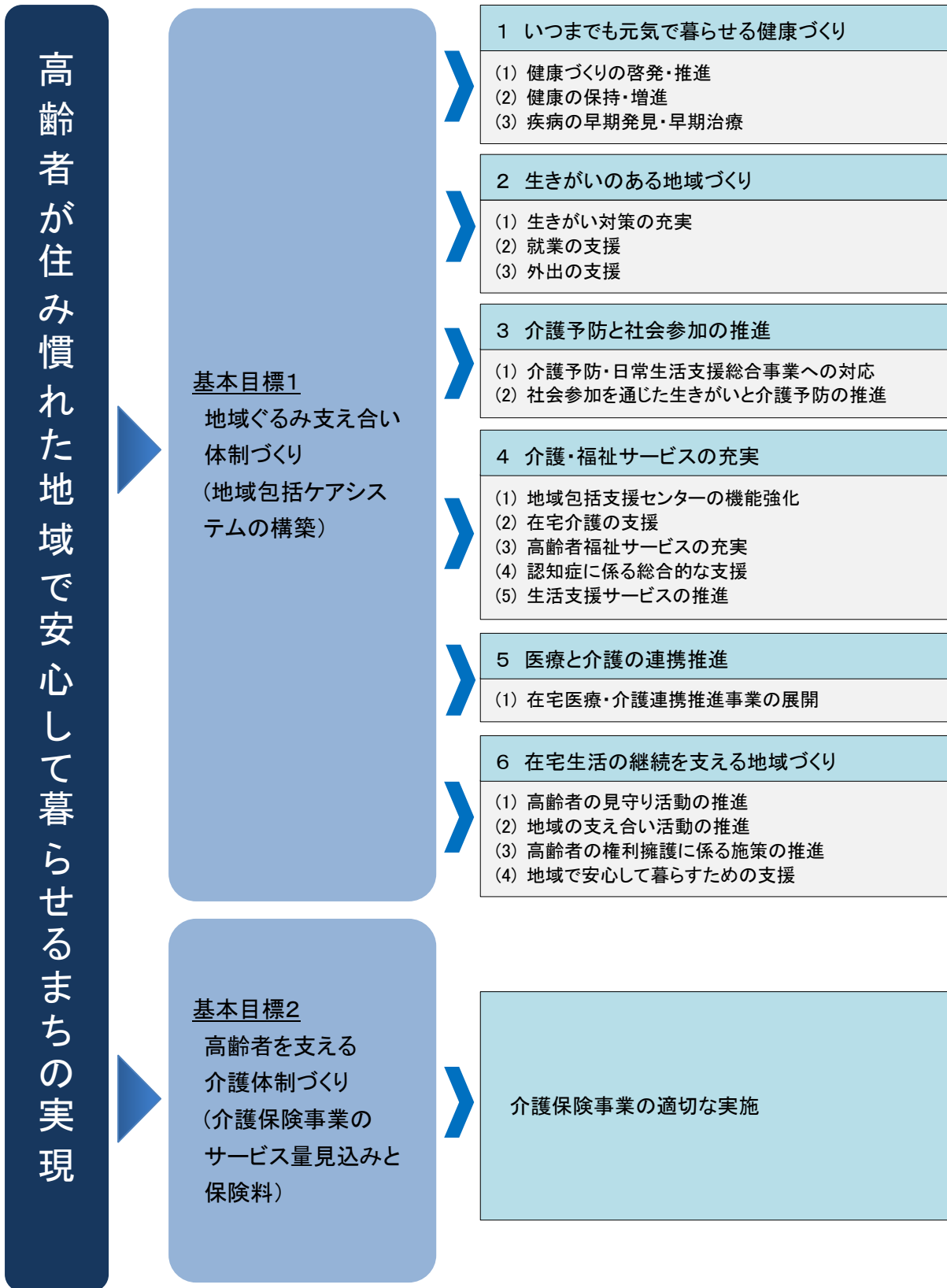
高齢者の住まいを拠点とした、住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりに向けて、介護予防事業等関連施策への取り組みを念頭に置き、居宅、施設、地域密着型の各サービスについて、費用とのバランスを考慮しながら、効果的かつ効率的なサービス供給体制の実現を目指します。

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】



第2編 各論

第1章 地域ぐるみ支え合い体制づくり (地域包括ケアシステムの構築)

1 地域包括ケアシステムとは

現在、我が国は既に超高齢社会を迎えており、2025年(平成37年)には、65歳以上の高齢者人口がピークを迎えると言われています。

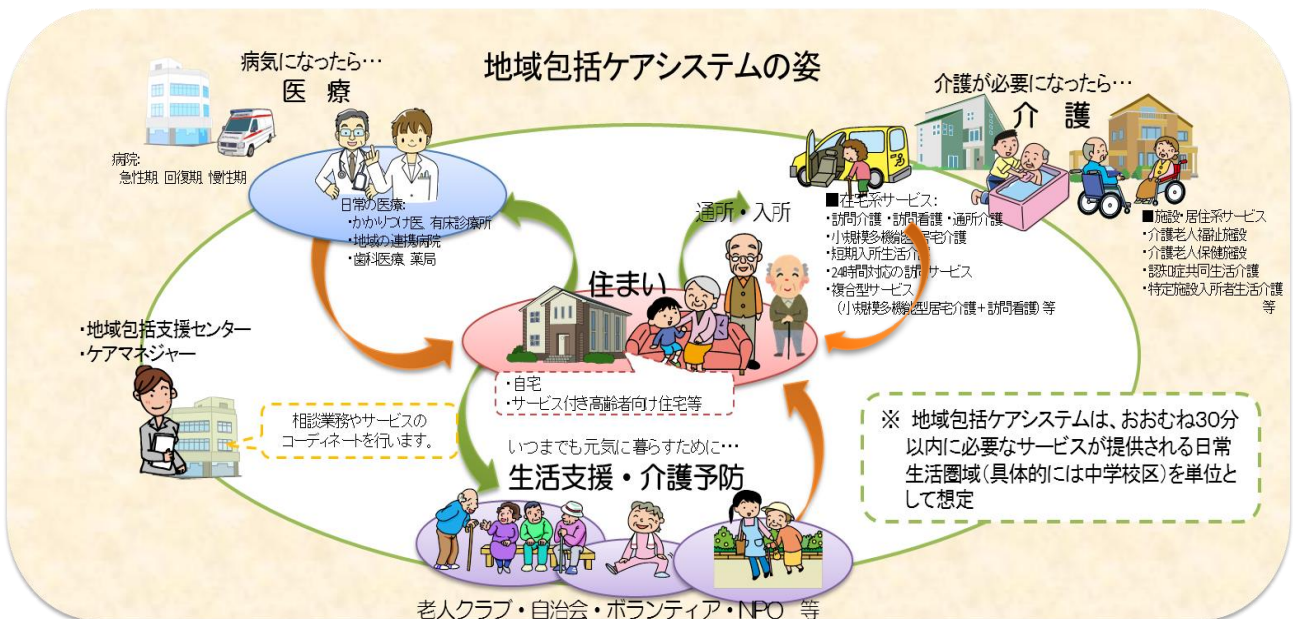
団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年には、高齢者の増加だけでなく、少子化による高齢者を支える生産年齢人口の減少や介護人材不足などの問題もあり、従来の医療・福祉・介護の体制を維持することは困難であるため、これらの問題に対応し、介護保険制度をはじめとする社会保障制度の持続可能性を高めるべく、国により新たに必要とされたのが、地域包括ケアのしくみづくりです。

地域包括ケアは、「要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で、人生の最後まで自分らしい生活を送りたい」と望む人が、医療や介護などの必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える、という考え方です。

また、地域包括ケアを実現するためのしくみ・体制のことを、地域包括ケアシステムと言います。

地域包括ケアシステムは、地域によって異なる特色や住民ニーズ、社会資源などを見極め、それらの地域事情を加味した上で有効に作用する仕組みを自治体毎に構築することが求められており、全ての市町村で2025年までに構築することとされているほか、取組内容の分析、評価による、システムの深化・推進が必要とされています。

【地域包括ケアシステムの姿】



(厚生労働省資料)

地域包括ケアシステムの概念図について

地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」、「介護」、「保健・福祉」を植物と捉えています。

地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住まいが提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「介護予防・生活支援サービス」があることが基本的な要素であり、これらの要素が機能してこそ、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役目を果たすものと考えられています。



①すまいとすまい方(植木鉢)

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力に合った住まい方が確保されていることが前提。

②介護予防・生活支援(土)

専門職の関わりを受けながらも、その中心はセルフマネジメントや地域住民、NPO等も含め、それぞれの地域の多様な主体の自発性や創意工夫により支えられるしくみ。

③介護・医療・保健(葉)

個人の抱える課題にあわせて介護、医療、保健等がそれぞれの専門職によって連携し、一体的に提供されるしくみ。必要に応じ、介護予防・生活支援とも一体的に提供される。

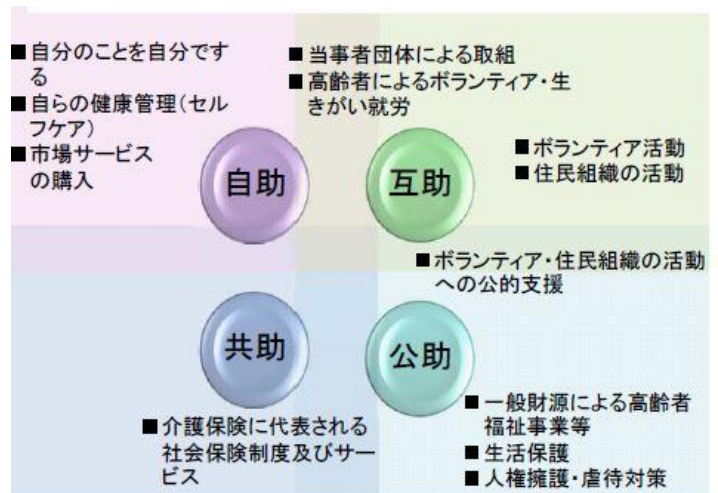
④本人の選択と本人・家族の心構え(敷物)

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人及び家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要であるとの考え。

地域包括ケアシステムの担い手 ～自助・互助・共助・公助の役割～

地域包括ケアシステムでは、自分でできることは自分でする「自助」をベースに、近隣の住民同士やボランティアによる助け合い活動である「互助」を活用し、自助、互助、共助、公助を組み合わせ、高齢者の在宅生活を支えていくことを目指しています。

従来の社会保険制度や福祉事業等を維持しつつ、「自助」と「互助」の部分充実させることで、これまで以上に個人や地域のニーズに合ったきめ細かいケアやサービスの提供が可能になるほか、社会保険制度の持続可能性を高めることが期待されています。



2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり(施策1)

セルフケアマネジメントの視点に立った健康の保持と増進を図るとともに、疾病等の早期発見、予防を目的とした施策への取り組みを通じ、心身ともに自立した状態で健康的に日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。

【取組の方向性】

- ・徳島市健康づくり計画「とくしま・えがお21(第2次)」に基づき、健康長寿社会の実現に向けた取り組みを行います。
- ・高齢者一人ひとりが主体的に自らの健康づくりに取り組むための支援を行います。
- ・生活習慣病の予防や早期発見、社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上等により、「健康寿命」の延伸を目指します。

【成果指標】

指標	現状値 (H29)	目標値 (H32)
主観的健康観の高い高齢者の割合 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	71.6%	75%

(1) 健康づくりの啓発・推進

■ 健康教育、健康相談（保健センター）

要介護状態になる要因は、脳血管疾患等の生活習慣に起因する疾患が原因である場合が多く、また、近年高齢化に伴い増加している認知症についても、高血圧、糖尿病等が危険因子であることが明らかになっており、これらの予防には生活習慣の改善が不可欠であることから、生活習慣病予防をはじめとする健康教育を実施します。

また、保健センターの健康相談室で実施する医師等の専門職による健康相談に加え、各地区公民館等で健康相談を実施し、より個別的な相談が行える体制づくりを行います。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
目標値	健康教育	250回	250回	250回
	健康相談	600回	620回	650回

■ 歯・口腔の健康推進に関する事業（保健センター）

生涯を通じて歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑制することは、高齢期での口腔機能の維持につながります。このため、広報活動により、むし歯及び歯周病について、食生活との関連も含めた正しい知識と予防方法の普及に努めるほか、歯及び口腔の健康づくりのための相談体制の充実を図ります。

(2) 健康の保持・増進

■ 運動習慣の推進に関する事業 (保健センター)

運動は生活習慣病予防のみならず、ロコモティブシンドローム予防の視点からも重要であることから、講座やイベント等を開催し、運動の機会を提供します。

また、運動の必要性や効果等についての正しい知識の普及に努めます。

■ 栄養・食生活に関する事業 (保健センター)

適切な栄養摂取や食生活は、生活習慣病を予防し、生活の質を維持・向上させる上でも重要であることから、栄養教室を開催し、栄養バランス等の知識や技術を習得するための機会を提供するとともに、管理栄養士による栄養相談やホームページ等の広報媒体を活用し、介護予防を目的とした栄養や食生活についての正しい知識の普及を図ります。

■ 元気高齢者づくり事業 (介護・ながいき課)

高齢者の健康で自立した生活の継続を目的に、徳島大学、NPO 法人及び地域が一体となって、軽量のダンベルやゴムチューブを使った軽度の運動教室を実施し、高齢者の健康、体力の維持・増進を図っています。

運動教室は市内の公民館やコミュニティセンター等で開催しており、その活動の支援を図ります。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	利用延べ人数	28,800 人	29,100 人	29,400 人

■ いきいき百歳体操普及啓発事業 (介護・ながいき課)

地域住民主体による通いの場の充実と、リハビリ専門職を活かした自立支援の視点による筋力向上のための体操の普及を目的に、地域住民が主体となって設置するいきいき百歳体操教室に対し理学療法士を派遣するなどの支援を行います。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	体操教室数	30 教室	40 教室	50 教室

■ 高齢者マッサージ施術費助成 (介護・ながいき課)

健康の維持増進を目的に、高齢者マッサージ券を交付し、施術を受ける人に対し、施術に要した費用の一部を助成します。

(3) 疾病の早期発見・早期治療

■ 健康診査、がん検診（保健センター）

様々な機会を活用し、発症予防・重症化予防につながる健康診査・検診の大切さを広く周知し、健康診査・がん検診の受診率向上に努めます。

また、健診結果に応じた受診行動や生活習慣の改善に向けた指導等を行います。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目 標 値	胃がん検診の受診率	4.9%	5.0%	5.1%
	肺がん検診の受診率	5.2%	5.4%	5.6%
	大腸がん検診の受診率	9.2%	10.0%	10.8%
	重症化予防健康相談者数	950 人	1,000 人	1,000 人

■ 初期救急医療体制の充実（保健センター）

夜間、休日等に救急医療を必要とする人に対し、応急的な診療を行うため、夜間休日急病診療所を開設しています。

また、休日等における歯科の初期医療に対応するため、徳島市歯科医師会休日救急等診療所の運営等について補助しています。

今後も、夜間・休日の初期救急医療体制の充実に努めます。

3 生きがいのある地域づくり(施策2)

高齢者が地域で生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、趣味や娯楽、学習や就業、敬老活動やイベントなどの活動の機会の充実を図り、健康で活力にあふれた生涯の実現を図ります。

(1) 生きがい対策の充実

【取組の方向性】

- ・生涯学習、健康づくり、スポーツ活動等のイベント・各種講座等の情報やボランティア活動、地域活動等に関する情報を収集し、高齢者の多様な価値観やライフスタイルに応じた社会参加に必要な情報を提供できるよう環境の整備に努めます。
- ・地域において、生きがいづくりにつながる生涯学習、健康づくり、多世代交流などの活動ができるよう集いの場の提供や支援を図ります。

【成果指標】

指標	現状値 (H29)	目標値 (H32)
ボランティア等に参加している高齢者の割合	12.9%	20%
スポーツ関係のグループ等に参加している高齢者の割合	19.0%	25%
趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	28.4%	35%
学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	10.8%	12%

※全て介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による測定値

■ 高齢者に必要な情報の収集及び提供サービスの充実（介護・ながいき課）

生きがいづくりのきっかけとなるよう、生涯学習、健康づくり、ボランティア活動、地域活動や毎日の暮らしに役立つ介護や医療の情報等、多岐にわたる様々な高齢者に必要な情報を一元化し提供できるよう環境整備に取り組みます。

■ 高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業（介護・ながいき課）

高齢者が健康で自立して暮らせるよう、健康、体力の維持・増進を図る運動教室の開催や生きがい対策の各種メニュー事業を実施し、在宅高齢者の閉じこもり予防や地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

■ 老人クラブの育成（介護・ながいき課）

高齢者が自ら教養を高め、社会参加の促進や豊かな生活が送れることを目指した高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進するため、高齢者の自主的な活動団体である老人クラブの育成に努めます。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	老人クラブ会員数	6,300 人	6,400 人	6,500 人

◆ 老人クラブ活動の促進

単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援し、加入者数の増加等老人クラブ活動の充実と発展につなげます。

◆ 地域ふれあい事業

高齢者の自立と社会参加を促進するため、地域において、高齢者が培ってきた豊かな知識や経験の伝承、伝統文化等を継承するために実施する各種活動を支援します。

◆ 友愛訪問活動推進事業

高齢者の孤立化の防止や社会参加の促進を図るため、各単位老人クラブの会員が友愛訪問員として行う、地域のひとり暮らしや寝たきり高齢者の家庭訪問活動を支援します。

◆ いきいき支援事業の推進

老人クラブの活動を通して、高齢者が健康で自立して、生きがいを持って暮らせるよう高齢者の生きがい対策のための各種事業を実施し、その活動の支援を図ります。

■ 敬老行事の推進（介護・ながいき課）

市民に敬老精神についての関心と理解を深めていただくとともに、高齢者の意識の高揚に努めるため、各種の敬老行事を推進します。

◆ 慶祝訪問

敬老の日を中心として、100歳以上の高齢者に対して、慶祝訪問を行います。

◆ 地区敬老会開催費の補助

敬老の日を中心として、各地区の町内会や婦人会等の地域団体によって開催されている敬老会に対して、敬老精神の理解を深め高齢者の意識高揚を図ることを目的として、主催者に開催費用の助成を行います。

◆ ダイヤモンド婚・金婚式の開催

ダイヤモンド婚（結婚後 70 年）、金婚（結婚後 50 年）を迎えられた夫婦を招き、記念の祝賀式を開催します。

■ 高齢者文化活動事業の推進（介護・ながいき課）

高齢者が日頃の趣味等を生かした文化活動等の成果の発表の場や学習の機会を提供し、高齢者の文化活動と意欲の向上に努めます。

◆ 福祉大会の開催

高齢者の芸能等の発表の機会を提供するため、福祉大会を開催します。

◆ 高齢者文化祭の開催

高齢者の絵画や書道等の作品展示や囲碁、詩吟、俳句、川柳の発表等のため、高齢者文化祭を開催します。

◆ 高齢者大学の開催

高齢者の社会参加の促進や学習機会の提供を目的に、高齢者大学を開催します。

■ 生涯学習の推進

◆ 生涯学習（社会教育課）

生涯学習の推進に当たって、高齢者が生きがいを持って学ぶことができる場の拡充が求められています。

このため、各地区公民館を拠点として実施している「ふれあい教室」等を通し、高齢者の地域参加を促進するとともに、高齢者自身が地域の諸課題の解決に向けて積極的かつ能動的に活動できる場の拡充に努めます。

◆ コミュニティカレッジ運営事業（保健センター）

ふれあい健康館のホール・会議室を利用し、市民のニーズに沿った生涯学習、文化活動を実施し、様々な世代の人たちとの交流の場を提供することで、健康づくりを推進します。

また、ふれあい健康館ボランティアを募集し、その活動・交流を通じ、余暇の有効利用、生きがいづくりを応援します。

ボランティアとの協働により、生涯学習や生きがいに関する講座を開催するとともに、市民が日頃から行っている創作講座や学習活動の成果の発表や各種研修等の場を提供します。

◆ 生涯スポーツの推進（スポーツ振興課）

生涯を通じてスポーツに親しむ人々のニーズが増加してきており、その中でも誰もが気軽に参加できて楽しめる、生涯スポーツに関心が高まっています。

このことから、気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を提供するため、毎年10月に「徳島市民スポ・レクフェスティバル」を開催しているほか、毎月第4土曜日に徳島市内町小学校において「ニュースポーツのつどい」を開催し、近年、高齢者の間で関心が高まっているペタンク、カローリング等のニュースポーツに親しみたいという市民ニーズにも応えています。

ポスター掲示、広報誌等への掲載を積極的に行うとともに、スポーツ推進委員や参加者の方々にもこの事業を広くPRしていただくことにより、参加者の増加に努めます。

(2) 就業の支援

【取組の方向性】

・高齢者に就労意欲がある限り、これまで積み重ねてきた知識や経験・技能を生かしつつ、その心身やその他個別の状況に応じた形態で働くことのできる社会の実現に向け、関係機関や関係団体と連携しながら支援に努めます。

■ シルバー人材センターへの支援 (介護・ながいき課)

公益社団法人徳島市シルバー人材センターの活動は、臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的として活動しています。

◆ シルバー人材センター事業の支援

会員拡大のため、健康で働く意欲のある高年齢者に向けた普及・啓発活動として、「広報とくしま」や「シルバーとくしま」等を活用するとともに、働く場の拡充等、シルバー人材センター事業を発展させるため一層の支援に努めます。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	センター会員数	1,450 人	1,500 人	1,550 人

◆ 自立支援ホームヘルパー派遣事業

在宅のひとり暮らしや高齢者世帯等で日常生活に軽易な援助を必要とする低所得者に対し、日常生活上の援助を行う事業をシルバー人材センターに委託しています。このような事業を通じて、元気な高齢者の生きがいつくりや就業機会の創出を推進します。

■ 関係機関・団体との連携 (介護・ながいき課)

意欲と能力のある限り働くことのできる社会の実現に向け、関係機関や関係団体と連携を図りながら、高齢者の「雇用の創出」や「雇用の場の確保」の取り組みを展開していきます。

(3) 外出の支援

【取組の方向性】

- ・加齢や身体状況に応じた公共交通機関等の移動手段の確保、並びに安心して外出できる環境の整備により、外出の促進に努めます。

■ 高齢者にやさしいまちづくり（都市政策課）

◆ 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例

すべての人が暮らしやすい社会を実現するため、生活関連施設等が「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の整備基準に適合するように事前協議を義務付け、指導・助言等を行います。

◆ 交通バリアフリーの推進

平成17年度に策定した徳島市交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区におけるバリアフリーの推進に努めます。

■ 交通安全のための啓発事業の拡充（市民生活課）

◆ 交通安全のための啓発事業の拡充

交通環境の整備と合わせて、まず一人ひとりの高齢者の交通安全への意識を高揚させていくことが大事であり、そのためにも交通安全教室を始めとする啓発事業を、現在の交通環境に即したものに順次改善していきながら、充実に努めます。

◆ 交通安全推進事業

警察署・交通安全協会・母の会等と連携し、交通安全教室や街頭キャンペーン等を実施し、交通安全に関心を持っていただき、交通マナーの向上を図っています。

交通安全教室の取り組みを継続していくとともに、高齢者を中心とした安全教室を積極的に展開します。

■ 高齢者へのバス無料乗車券等の交付（介護・ながいき課）

高齢者が健康で生きがいを持ち、豊かな老後生活を送れるよう、バスの無料乗車券の交付を行い、社会参加への促進を図っていきます。

◆ 市バス無料乗車証の交付

市内在住の70歳以上の低所得高齢者に徳島市バス無料乗車証の交付を行います。

◆ 高齢者特定回数乗車券の交付

徳島市バス無料乗車証交付制度を補完するため、市内周辺部の市バス未導入地域の高齢者を対象に、民間バスの徳島バスに無料で乗車できる高齢者特定回数乗車券の交付を行います。

4 介護予防と社会参加の推進(施策3)

高齢者が支援や介護が必要な状態になることを予防する目的で、住民自らが主体的に参加できる、介護予防の効果的な環境づくりに努めます。

また、支援が必要な状態になっても状態が悪化しないよう、介護予防と日常生活を総合的に支援する体制の構築・深化を図るとともに、地域活動等への高齢者の積極的な参加を促進し、社会参加の視点による生きがいづくりと介護予防の推進を図ります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への対応

介護予防・日常生活支援総合事業とは

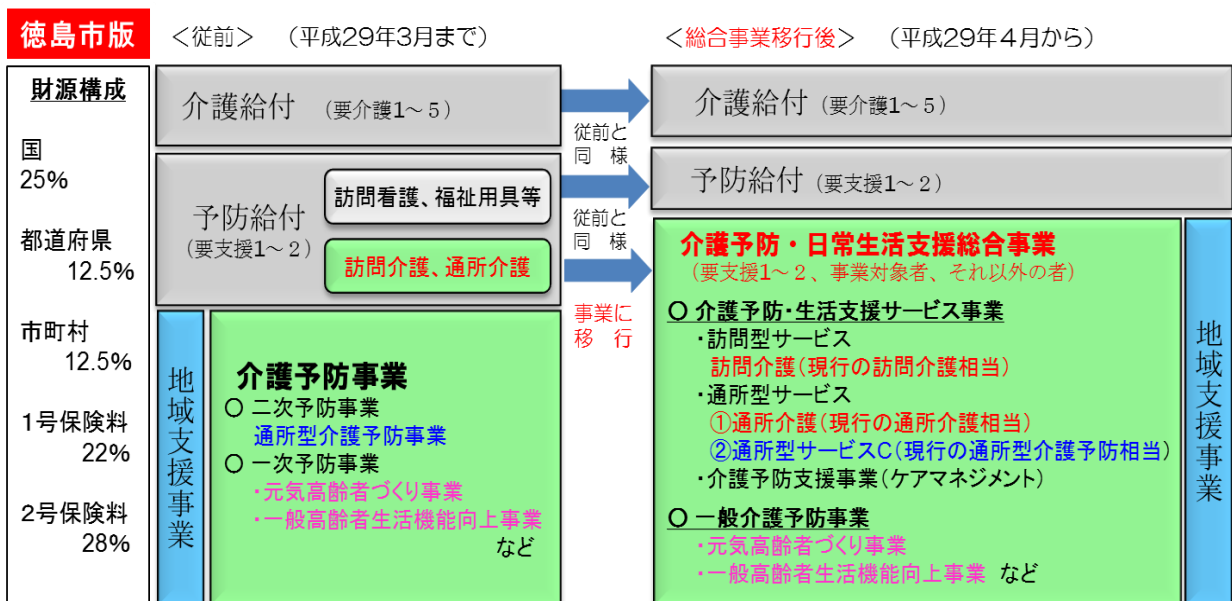
平成26年の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)が創設されました(介護保険法第115条の45第1項)。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指すものです。

これに伴い、これまでの要支援者等、軽度の人を対象としたサービス体系が大きく改正されました。

具体的には、従前の予防訪問介護(ヘルパー)と予防通所介護(デイサービス)、介護予防事業(一次・二次予防事業)を再編し、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成される「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が創設されました。徳島市では、平成29年4月から、総合事業を実施しており、今後、サービスの拡充を図ることとしています。

【徳島市における総合事業の移行イメージ】



総合事業創設の背景と取組方針

平成12年の介護保険制度創設以降、高齢者数の増加等により、保険給付の額は年々膨らんでおり、介護保険を始めとする社会保障費は国の財政を圧迫しています。今後も進展する少子高齢化等の要因により、給付費がこのまま膨らみ続ければ、介護保険制度の存続が危ぶまれます。

一方で、年々、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、「買い物」「食事づくり」「見守り」などといった「生活支援サービス」のニーズが高まっている反面、家族や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域における高齢者の生活を支える機能が弱体化しています。また、人口減少等により介護人材の確保も大変厳しい状況です。

これらを踏まえ、従来専門職が担ってきた「予防訪問介護」と「予防通所介護」を、市町村が定める基準により実施される総合事業の一部に移行させることにより、市町村において、地域の実情を踏まえた上で、これまでのサービス基準を緩和した多様なサービスを構築し、専門職以外の方が比較的安価な料金で多様なサービスの担い手として参入することにより、不足する介護人材への対応、事業費の増加抑制効果などが期待されています。

また、総合事業では、セルフケアマネジメントに主眼を置いた介護予防に重点的に取り組むことにより、元気な高齢者を増やし、その方達に、市町村が新たに構築する多様なサービスの担い手となってもらうことで、重度化予防による介護給付費の抑制と、縮小を続ける生産人口を要因とした介護サービスの人材不足問題への対策の両面から働きかけることとしています。

総合事業の概要

【総合事業の構成】

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された方が利用する介護予防・生活支援サービス事業のほか、全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業から構成されます。

【多様な主体による多様なサービスの提供】

要支援者に代表される軽度の生活機能の低下がある方の多くは、多様なニーズを抱えています。それに対応するため、地域の特性に応じ、様々な関係者、団体、法人などが参画して、多様な形態によるサービスを構築、提供することにより、自立支援を促しつつ、住み慣れた地域で生活し続けられる環境整備を図ります。

【高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり】

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防に効果的な上、介護サービスにおける人材不足の問題解決の一助となることが期待できるため、総合事業においてこうした仕組みづくりを推進します。

【要支援者に係るサービスの提供】(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行)

総合事業の開始に伴い、従前の要支援者に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は総合事業に移行し、それぞれ訪問型サービス、通所型サービスに改められました。

一方で、訪問看護、福祉用具貸与等他の介護予防サービスは、これまでと同様に保険給付サービスとして提供されています。

【適切なケアマネジメントの実施】

総合事業のサービスの利用に当たっては、これまでどおり、地域包括支援センター(又は委託先の居宅介護支援事業所)が支援を行い、サービス利用者の能力を最大限に活かし、自立支援に向けた適切なサービス利用につなげるためのケアマネジメントを実施します。

① 介護予防・生活支援サービス事業の推進

【取組の方向性】

- ・従来の事業者だけでなく、地域住民等の多様な主体による多様なサービスを充実することで、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備に努めます。また、サービス提供の体制づくりにあたっては、地域特性や課題に応じた対策・整備に努めます。

【成果指標】

指標	現状値 (H29)	目標値 (H32)
介護予防・生活支援サービス事業に占める多様なサービスの割合	0%	9%

■ 訪問型サービス (介護・ながいき課)

地域における社会資源の活用・開発を図り、従前の介護予防訪問介護に相当する訪問介護員等によるサービス「訪問介護」、幅広い事業者等により提供される緩和した基準によるサービス「訪問型サービス A」、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援「訪問型サービス B」、保健・医療の専門職により提供される退院直後など身体状態の変化時に期間を限定して行う自立に向けての短期集中的なサービス「訪問型サービス C」等の整備に努めます。

(表)訪問型サービスの種類

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)	
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託		
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)		

■ 通所型サービス (介護・ながいき課)

総合事業において、地域における社会資源の活用・開発を図り、従前の介護予防通所介護に相当する「通所介護」に加え、幅広い事業者等により提供される緩和した基準によるサービス「通所型サービス A」、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援「通所型サービス B」、保健・医療の専門職により提供される退院直後など身体状態の変化時に期間を限定して行う自立に向けての短期集中予防サービス「通所型サービス C」の整備に努めます。

(表)通所型サービスの種類

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

■ その他の生活支援サービス (介護・ながいき課)

地域において自立した日常生活の支援を行うため、「栄養改善を目的とした配食」「住民ボランティア等が行う見守り」「訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援」等、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に実施することで効果的な生活支援サービスの体制整備について検討します。

■ 介護予防ケアマネジメント事業 (介護・ながいき課)

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うという自立支援の考え方を基本とした介護予防ケアプランを作成し、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)、地域における健康づくりや老人クラブ活動、ボランティア活動等の社会資源の組み合わせによる適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

また、市主催による自立支援型地域ケア会議を開催し、介護予防・生活支援サービス等の必要性の検討及び多職種協働による自立支援に資するケアマネジメント支援体制の強化に努めます。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	自立支援型 ケア会議の開催数	0 回	6 回	12 回

② 一般介護予防事業の充実

【取組の方向性】

- ・介護予防の必要性や効果について、普及、啓発に努めます。
- ・元気なときから切れ目なく、住民が主体的に参加できる介護予防の環境づくりに努めます。
- ・高齢者が運動機能維持向上、うつ予防、閉じこもり予防、認知症予防に取り組み、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援します。

■ 介護予防普及啓発事業（介護・ながいき課、保健センター）

高齢者自身による介護予防の取り組みを支援するため、健康教育や健康相談による介護予防に関する知識・行動等の普及啓発事業や地域活動の育成に努めるとともに、プロセス評価を中心とした事業評価を実施します。

また、介護予防に資する基本的な知識を啓発するため、高齢者に対するパンフレット等を作成配布し、介護予防及び保健・高齢者福祉サービス等の基本的知識の普及啓発に努めます。

■ 介護予防把握事業（介護・ながいき課）

地域包括支援センター職員が高齢者の居宅を訪問し、運動機能、認知機能、口腔機能の低下及びうつ、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し介護予防事業へつなげます。

■ 地域介護予防活動支援事業（介護・ながいき課）

◆ 元気高齢者づくり事業(再掲)

高齢者の健康で自立した生活の継続を目的に、徳島大学、NPO 法人及び地域が一体となって、軽量のダンベルやゴムチューブを使った軽度の運動教室を実施し、高齢者の健康、体力の維持・増進を図っています。

運動教室は市内の公民館やコミュニティセンター等で開催しており、その活動の支援を図ります。

◆ いきいき百歳体操普及啓発事業(再掲)

地域住民主体による通いの場の充実と、リハビリ専門職を活かした自立支援の視点による筋力向上のための体操の普及を目的に、地域住民が主体となって設置するいきいき百歳体操教室に対し理学療法士を派遣するなどの支援を行います。

◆ 住民提案型介護予防モデル指定事業

多様な主体による多様な介護予防活動の創出を目的に、地域住民団体等による新たな介護予防事業の提案を募集し、指定したモデル事業に対し活動支援を行います。

■ 一般介護予防事業評価事業（介護・ながいき課）

対象者の継続的なモニタリングに基づくフォローアップを推進し、事業内容について評価を行い、サービス内容について検証します。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業 (介護・ながいき課)

◆ 介護職員スキルアップ事業

介護サービス事業所の職員等、高齢者の介護予防に携わる専門職等を対象に、機能回復や日常生活動作等に関わる知識・技術の伝達を行い、専門職等の介護技術や資質の向上による介護予防効果の向上及び地域における介護予防の取り組みの機能強化を図ります。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	支援件数	30 件	40 件	50 件

(2) 社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進

【取組の方向性】

・高齢者の社会参加は、本人の介護予防や生きがいづくりにつながる効果が期待できるため、ボランティア活動、地域活動等に関する情報を収集し、高齢者の多様な価値観やライフスタイルに応じた社会参加に必要な情報の提供に努めます。

■ 老人クラブの育成(再掲) (介護・ながいき課)

高齢者が自ら教養を高め、社会参加の促進や豊かな生活が送れることを目指した高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進するため、高齢者の自主的な活動団体である老人クラブの育成に努めます。

■ シルバー人材センターへの支援(再掲) (介護・ながいき課)

公益社団法人徳島市シルバー人材センターの活動は、臨時的かつ短期的な就業を通じて高齢者の自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就労機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを目的として活動しています。

◆ シルバー人材センター事業の支援

会員拡大のため、健康で働く意欲のある高齢者に向けた普及・啓発活動として、「広報とくしま」や「シルバーとくしま」等を活用するとともに、働く場の拡充等、シルバー人材センター事業を発展させるため一層の支援に努めます。

◆ 自立支援ホームヘルパー派遣事業

在宅のひとり暮らしや高齢者世帯等で日常生活に軽易な援助を必要とする低所得者に対し、日常生活上の援助を行う事業をシルバー人材センターに委託しています。このような事業を通じて、元気な高齢者の生きがいづくりや就業機会の創出を推進します。

■ 関係機関・団体との連携 (介護・ながいき課)

意欲と能力のある限り働くことのできる社会の実現に向け、関係機関や関係団体と連携を図りながら、高齢者の「雇用の創出」や「雇用の場の確保」の取り組みを展開していきます。

■ 協働による地域づくりの推進 (市民協働課)

住民主体による地域づくりを推進するため、地域と行政のパートナーシップを強化し、「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」というあるべき自治の姿を確立し、協働による地域課題の解決に向けた地域における公益的な市民活動(福祉・環境・まちづくり等)を行う団体等を支援します。

■ 地域住民によるボランティア活動の促進 (保健福祉政策課、介護・ながいき課)

ボランティアセンターを運営する徳島市社会福祉協議会や地域の自発的な敬老活動・高齢者見守り活動などを行っている地区社会福祉協議会などを支援し、連携してボランティア活動の促進と地域福祉の推進を図ります。

5 介護・福祉サービスの充実(施策4)

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの構築、深化、推進を目指します。

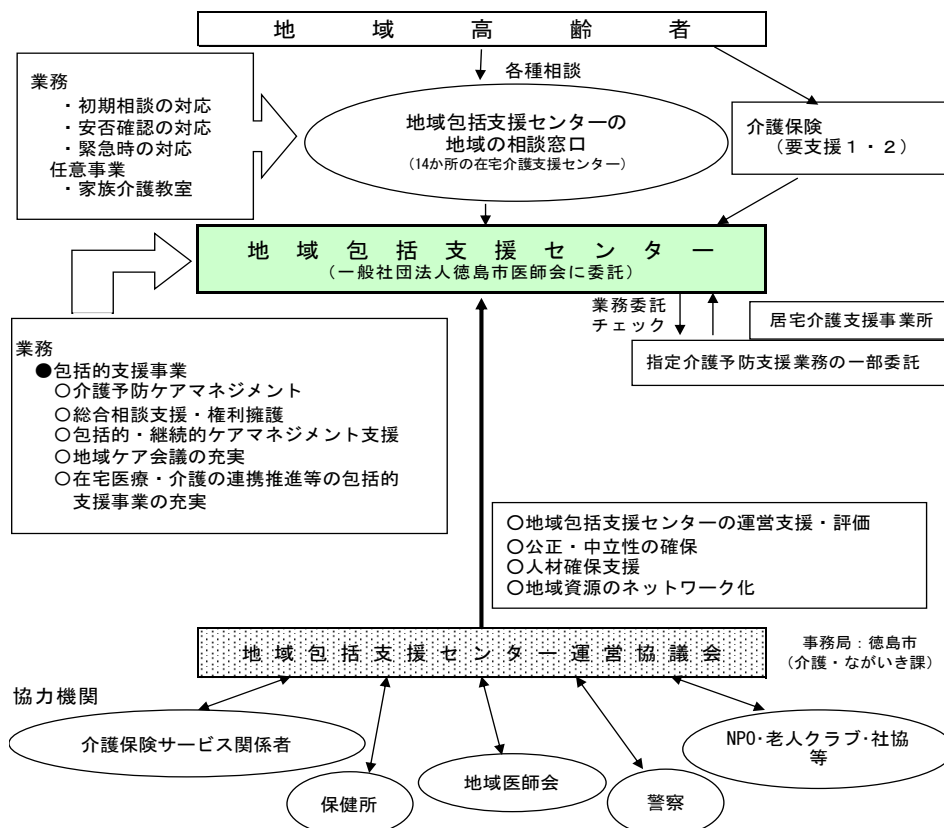
(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの意義

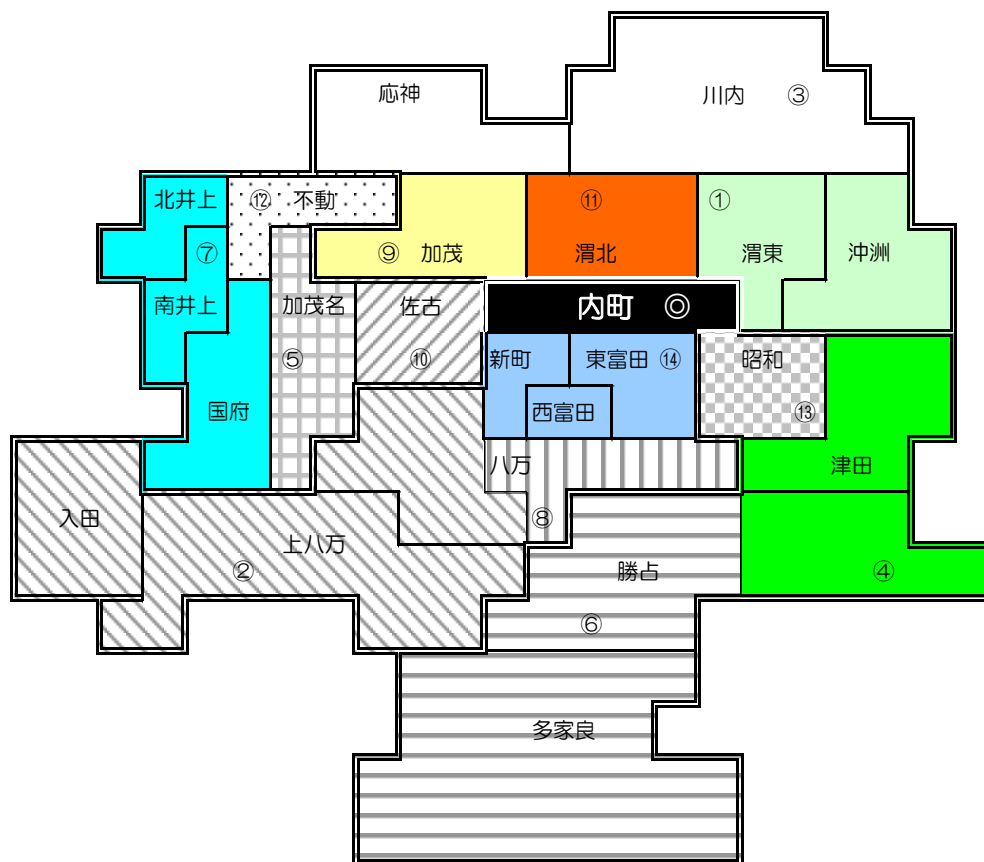
地域住民の心身の健康の保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、保健医療環境の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを1か所、地域の相談窓口として在宅介護支援センターを14か所設置しています。

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・高齢者の権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施する組織として、保健師・社会福祉士・介護支援専門員等の専門職を配置し、各職種が連携・協働して、地域住民の継続的支援と自立の支援を推進するため、地域の高齢者にとって最も身近な介護・福祉に関する相談支援窓口として機能するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関の役割を担っています。

また、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、人材の確保、協力機関との連携が円滑に図られるよう、職能団体、地域のサービス事業者、被保険者、学識経験者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置しています。



地域包括支援センター及び地域の相談窓口位置図



◎ 徳島市地域包括支援センター

地域の相談窓口担当地区

- ◎ 内町
- ① 滑東・沖洲 (白寿会在宅介護支援センター)
- ② 八万西部・上八万・入田 (光風会在宅介護支援センター)
- ③ 川内・応神 (青香福祉会在宅介護支援センター)
- ④ 津田・勝占東部 (大神子園在宅介護支援センター)
- ⑤ 加茂名 (エルダリー在宅介護支援センター)
- ⑥ 多家良・勝占中西部 (平成在宅介護支援センター)
- ⑦ 国府・南井上・北井上 (国府フェニックス在宅介護支援センター)
- ⑧ 八万東部 (在宅介護支援センターピア)
- ⑨ 加茂 (水の都在宅介護支援センター)
- ⑩ 佐古 (社会福祉法人飛鳥在宅介護支援センター)
- ⑪ 滑北 (健生さわやか在宅介護支援センター)
- ⑫ 不動 (白寿会西部在宅介護支援センター)
- ⑬ 昭和 (在宅介護支援センターてらさわ)
- ⑭ 新町・西富田・東富田 (在宅介護支援センターとみだ)

地域包括支援センターの機能強化

平成26年の制度改正において、従前の包括的支援事業に、新たに「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症対策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」が位置づけられ、各自治体において実施されることになりました。本市では、既にこれらの事業を開始しており、今後、必要に応じて事業を拡大していく予定としています。

これらの新規事業はいずれも地域包括ケアシステムの構築を目的としており、地域包括ケアシステムの構築における中核的機関であるセンターの業務と密接な関わりを持っています。

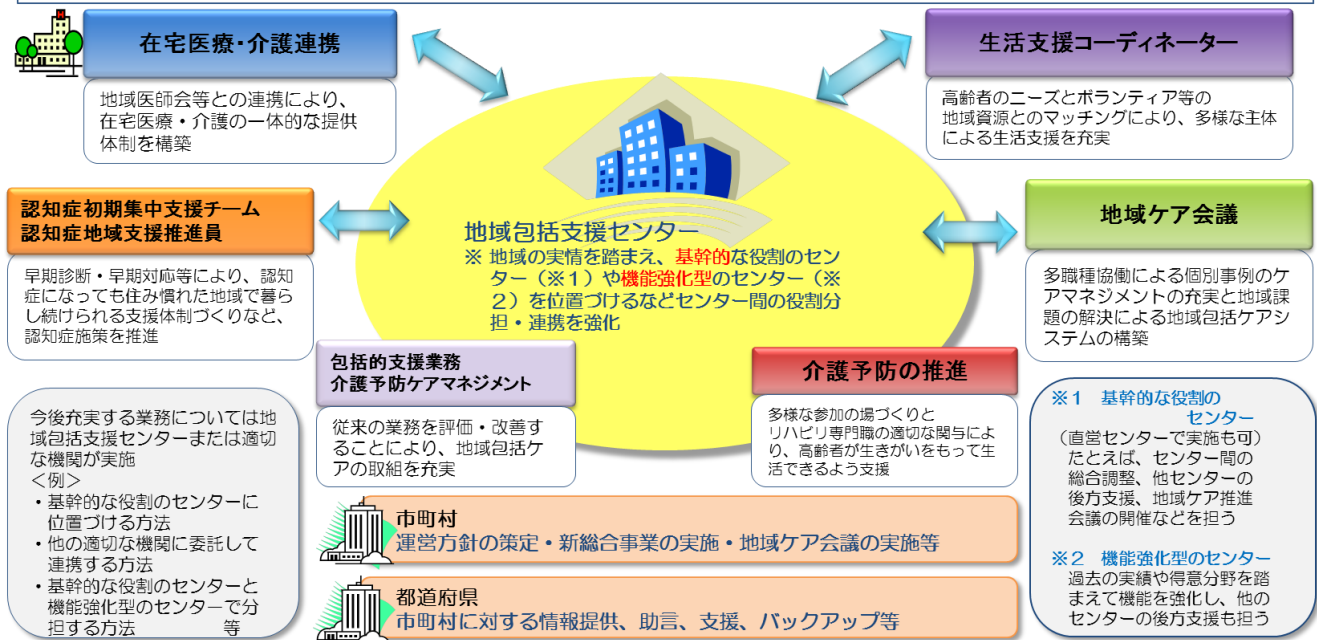
このため、これまで以上にセンターの対応力の引き上げが必要であることから、センター職員の資質の向上を図るとともに、より効率的で効果的な事業運営を行うことが必要です。

さらに、同改正では、設置者がセンター事業の質の評価の実施に努めることや、センターの運営状況等に関する情報の公表に努めることが定められており、より公正で効果的なセンター運営に向け、これらの取り組みについても検討を進めます。

一方で、地域包括支援センターと地域の相談窓口である在宅介護支援センターに対する市民の認知度については、前回調査と比較すると若干高まっているものの、依然として低い状況にある(P.参照)ため、これまで以上に普及活動に努め、より身近なものと感じてもらえる働きかけを行います。

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人人体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



【取組の方向性】

- ・市と地域包括支援センターは、一体性を持った緊密な連携を図りながら、公平・公正、かつ、適切なセンター運営を確保します。
- ・センターの業務量と法改正に伴う新たな役割を果たすために必要な人員体制等の強化を図ります。
- ・市や地域包括支援センターが実施する市民を対象とした各種講座、研修などの機会に、地域包括支援センターについて説明・案内する等の方法により、市民の地域包括支援センターに係る認知度を高めるとともに、地域包括支援センターの活動内容の理解の浸透を図ります。

【成果指標】

指標	現状値 (H29 見込)	目標値 (H32)
地域包括支援センター事業相談延べ件数	35,000 件	38,000 件

■ 介護予防ケアマネジメント事業（介護・ながいき課）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。

また、地域における健康づくりや、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域における介護保険以外の様々な社会資源の活用を図るとともに、介護予防の効果を高める観点から、要介護認定の要支援非該当から、要支援に至るまでの一体的なケアマネジメントを実施します。

■ 総合相談支援・権利擁護事業（介護・ながいき課）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるように、どのような支援が必要かを検討し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

地域における様々な関係者のネットワークの構築、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行い、サービス又は制度に関する情報提供や関係機関の紹介等の相談対応及び専門的・継続的な相談支援を実施します。

特に権利擁護の観点からの対応が必要と判断される場合には、虐待や困難事例への対応を行うほか、成年後見制度等も活用します。

■ 包括的・継続的マネジメント事業（介護・ながいき課）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医やケアマネジャー等との多職種協働や、関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントが実現できるよう後方支援を行います。

地域のケアマネジャーに対するケアプランの作成等の日常的業務に関する個別指導・助言及び支援困難事例等への指導・助言を実施するとともに、施設・在宅を通じた地域における包括的・継続

的なケアを実施するための医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や、ケアマネジャーのネットワークの構築を行い、地域のケアマネジャーを支援します。

■ 地域ケア会議の充実（介護・ながいき課）

地域ケア会議は、高齢者の能力を活かした自立支援に資するケアマネジメントとなるよう医療・介護関係者ら多職種が協働して検討するとともに、これらの検討を通じて明らかになった資源不足等の地域課題について、資源開発等解決へ向けた検討を行います。

また、地域住民らによる地域課題の抽出・検討・課題解決を目的とした地域ケア会議を開催し、政策形成へつなげることにより、地域住民主体の地域づくりや制度運営を目指します。

■ 在宅医療・介護の連携推進（介護・ながいき課）

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、日常生活圏域における在宅医療・介護の提供体制の構築とその連携がますます必要となってきます。在宅医療・介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で求められており、今後この連携を進めるためには、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職等の医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種の連携が重要となってくるため、課題検討会や各種研修会等を通じ、相互理解を深めるとともに、連携・協働による課題解決について検討します。

■ 認知症施策の推進（介護・ながいき課）

認知症高齢者の増加が見込まれることから、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、国が定める「認知症施策推進5か年計画(新オレンジプラン)」に基づき認知症施策を推進します。

■ 生活支援サービスの体制整備（介護・ながいき課）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域で生きがいを持ちながら生活を継続していくためには、生活支援サービスの構築が必要です。

生活支援サービスを充実させるためには、NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の担い手となる各種団体と連携しながら、多様な支援体制の充実・強化を図ることが重要となっています。

また、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置も地域支援事業に位置づけられています。

新しい地域支援事業では、地域の実情に応じた多様で柔軟な生活支援サービスを充実し、高齢者が担い手として社会参加できる地域づくりを目指します。

(2) 在宅介護の支援

【取組の方向性】

・要介護者を介護する家族等の負担を軽減するために必要かつ効果的な取り組みを検討するとともに、サービスの構築を図ります。

■ 家族介護教室の開催（介護・ながいき課）

高齢者を介護している家族や近隣の援助者に対して、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催し、要介護高齢者の在宅生活の継続を図ります。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	開催回数	90 回	90 回	90 回

■ 家族介護用品支給事業（介護・ながいき課）

要介護4又は5の認定を受けている在宅の要介護高齢者を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品の支給を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	支給件数	900 件	945 件	992 件

■ 家族介護慰労金支給事業（介護・ながいき課）

要介護4又は5の認定を受けている在宅の要介護高齢者を、介護保険サービスを利用せずに介護している家族に対して慰労金の支給を行い、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	支給件数	5 件	5 件	5 件

■ 住宅改修支援事業（介護・ながいき課）

在宅の身体虚弱な高齢者を対象に、建築の専門家等と連携を図り、風呂、トイレの改造や廊下等の手すりの設置等、高齢者が安全に在宅生活を送れるよう住宅の改造について適切なアドバイスを行います。

項 目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	支援件数	55 件	60 件	65 件

(3) 高齢者福祉サービスの充実

【取組の方向性】

- ・高齢者が、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を中心に、地域の特性や実情に配慮した福祉サービスの整備・提供に努めます。

■ 生活管理指導短期宿泊事業（介護・ながいき課）

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しない等、いわゆる社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホームで宿泊による日常生活に対する指導、支援を行い、要介護・要支援状態への進行を予防します。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	利用日数	100 日	120 日	130 日

■ 成年後見制度利用支援事業（介護・ながいき課、障害福祉課）

認知症高齢者、知的障害者や精神障害者等で判断能力が不十分な人を保護、支援するために必要があると認められる場合に、市長が後見等の開始の審判の申立を行います。

■ 高齢者配食サービス事業（介護・ながいき課）

ひとり暮らし高齢者等で、食事の準備が困難な人に対して、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供し、摂取状況の確認を行い、健康状態及び栄養状態の把握を行うとともに安否の確認等も行うことで、在宅生活の維持継続を支援します。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	配食数	8,000 食	8,000 食	8,000 食

■ 高齢者住宅等安心確保事業（介護・ながいき課）

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に併設又は近接するデイサービスセンターから生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等のサービスを提供し、居住する高齢者が自立し安全で快適な生活を営めるように努めます。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	設置箇所	2 カ所	2 カ所	2 カ所

■ 緊急通報システム設置事業（介護・ながいき課）

健康上の理由で日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置し、家庭での病気や事故等の緊急時に主に近隣の協力者等が対処することで、孤立した生活の安心を図ります。

■ 自立支援ホームヘルパー派遣事業 (介護・ながいき課)

在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で日常生活の軽易な援助が得られない低所得者に対し、「軽度生活援助員」としてシルバー人材センターから必要な人材を派遣することにより、日常生活の援助を行い在宅での自立した生活の継続を支援します。

■ 日常生活用具給付事業 (介護・ながいき課)

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消化器の日常生活用具を給付することにより、安心・安全な日常生活を支援します。

■ 社会福祉法人等介護サービス利用者負担軽減補助事業 (介護・ながいき課)

低所得で特に生計の維持が困難である人に対し、訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設等の介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担金を軽減した場合に、社会福祉法人等が軽減した費用の一部の助成を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

■ 高齢者福祉電話設置事業 (介護・ながいき課)

低所得で現に電話を保有しないひとり暮らし高齢者に対し、高齢者福祉電話を貸与することにより、緊急通報手段の確保を図ります。

また、福祉電話利用者に対し、福祉電話相談サービス事業として、徳島市社会福祉協議会に委託し、電話による安否の確認や各種の相談を行うことにより、孤独感の解消を図ります。

■ 高齢者住宅改造費の助成 (介護・ながいき課)

身体が虚弱な高齢者向けに住宅を改造する低所得世帯に対し、改造費の一部を助成し、高齢者の在宅での生活を支援します。

(4) 認知症に係る総合的な支援

【取組の方向性】

- ・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症予防や認知症の早期診断・早期対応の必要性について、効果的な普及啓発を行います。
- ・認知症の早期診断と適切な医療の提供から本人、家族の支援に結びつくよう、医療と介護の連携強化に努めます。また、医療や介護サービスの利用の必要性があるにも関わらず、何らかの理由でサービスが利用できていない人に対して「認知症初期集中支援チーム」を派遣し、必要なサービスの利用に結びつくように積極的支援を行います。
- ・認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができるように、徘徊している人を早期に発見できるよう、地域や生活関連事業者、警察等の関係機関等との連携のもと、徘徊のある高齢者等の見守りネットワークの充実・強化に努めます。
- ・若年性認知症の人への支援体制を強化していくために、相談窓口の周知をするとともに、本人と家族の交流会等が定期的で開催でき、市民へも効果的な情報発信ができるように努めます。

【成果指標】

指標	現状値 (H29 見込)	目標値 (H32)
行方不明となった認知症等高齢者について 死亡後発見又は未発見の件数	1件	0件
「自分や家族が認知症になった場合の相談機関や利用サービスがイメージできる」と答える市民の割合	未計測	30%

■ 家族介護教室の開催(再掲) (介護・ながいき課)

認知症等の高齢者を介護している家族や近隣の援助者に対して、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催し、要介護高齢者の在宅生活の継続を図ります。

■ 認知症サポーター等養成講座の実施 (介護・ながいき課)

認知症の理解促進、早期診断・早期対応の必要性の普及啓発を目的として、認知症キャラバンメイト及び認知症サポーターの養成に努めます。

また、意欲のあるサポーターに新たに研修等を実施することにより、地域の見守り体制の支援強化を図ります。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
目標値	サポーター養成総数	14,860 人	16,360 人	17,860 人

■ 認知症相談窓口の充実（介護・ながいき課）

地域包括支援センターにおける、認知症相談窓口の専門性を強化し、早期相談・対応による実態把握から、必要な人に医療・介護サービスが切れ目なく提供できる体制整備に努めます。

また、もの忘れ検診や身近な相談窓口の周知を行うとともに、認知症地域支援推進員による、認知症の人やその家族と関係機関とのつなぎや調整の支援を進めます。

■ 認知症初期集中支援チームの設置（介護・ながいき課）

認知症の相談窓口の周知を強化するとともに、認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し、認知機能の低下があるにも関わらず、必要な医療や介護サービスに結びついていない人等への初期の支援を包括的、集中的に行い、安定的な支援に繋がるよう対応していきます。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	チーム数	3 チーム	4 チーム	5 チーム
	支援件数	90 件	120 件	150 件

■ 認知症カフェの開設支援（介護・ながいき課）

認知症の人と家族、地域の人など誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として、主体的に参加できる活動拠点となる「認知症カフェ」の開設支援等、社会資源の開発支援について検討します。

■ 認知症ケアパスの作成・活用（介護・ながいき課）

本人及び家族が認知症になった時に、その進行状況に合わせて、どのような医療・介護サービス等を受ければよいか等、地域の資源等を適切に選択できるように認知症ケアパスを作成し、各日常生活圏域の認知症の状態に応じた社会資源の情報提供に努めます。

■ 徘徊 SOS ネットワークの構築（介護・ながいき課）

認知症等による行方不明者を早期に発見するために、徘徊の可能性がある人の事前登録を行い、警察や生活関連事業者、あらかじめ登録された見守りボランティアとの連携による検索ネットワークの構築を図ります。

■ 若年性認知症の人への支援（介護・ながいき課）

相談窓口の周知を継続的に行っていくとともに、本人と家族の交流会等の企画など、効果的な支援のあり方について検討します。

■ 認知症に関する知識や介護方法の普及啓発（介護・ながいき課）

認知症の人を介護する家族に対し、診断後早期から認知症の知識や対応方法、状態に応じた社会資源の情報提供の機会となるよう、学習会の開催や認知症カフェの開設支援に努めます。

(5) 生活支援サービスの推進

【取組の方向性】

- ・高齢者の多様なニーズへの対応を図るとともに、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、コミュニティ協議会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、地域の支え合いによる支援体制の整備を進め、サービスの開発及び利用促進を図ります。
- ・地区の住民に対し広く地域包括ケアシステムの必要性等について啓発活動を行うことにより、地域における支え合い活動等への地域住民の主体的な参画を促します。

【成果指標】

指標	現状値 (H29 見込)	目標値 (H32)
「住民主体による地域づくりができている」と答える高齢者の割合	未計測	30%
「生活支援コーディネーターの存在を知っている」と答える高齢者の割合	未計測	30%

■ 生活支援体制整備事業の推進（介護・ながいき課）

地域における多様な主体による生活支援体制を整備するため、地域におけるニーズ把握と需給バランスの分析、供給主体の発掘、開発及び担い手の養成、主体間の情報共有並びに連携ネットワークの強化などに取り組みます。

◆ 協議体の編成

地域における支え合い活動の創出を目的に、地域住民等で組織される協議体の設置を進めます。協議体では、地域課題の抽出、課題解決に向けたサービスの企画、立案や生活支援コーディネーターの組織的な補完などの役割を担うこととし、これらの活動について支援を行います。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	第1層協議体数 (市域全体)	1 組織	1 組織	1 組織
	第2層協議体数 (行政区単位)	4 組織	8 組織	12 組織

◆ 生活支援コーディネーターの設置

協議体と連携し、生活支援等サービスの担い手の養成、サービスの開発などの役割を果たす人材として、生活支援コーディネーターを選任、活動について支援することにより、地域の支え合い活動を推進します。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	第1層コーディネーター (市域全体)	1 人	1 人	1 人
	第2層コーディネーター (行政区単位)	4 人	8 人	12 人

6 医療と介護の連携推進(施策5)

医療と介護を必要とする状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら、人生の最後まで自分らしい生活が続けることができる地域社会を実現するため、地域における医療と介護の連携の仕組みの構築・深化を図ります。

【取組の方向性】

- ・医療と介護を必要とする状態になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。

【成果指標】

指標	現状値 (H29)	目標値 (H32)
「自宅で人生の最期を迎えられる体制が整っている」と答える高齢者の割合	未計測	15%
「多職種との連携が効率的・効果的に図れている」と答える関係者の割合	未計測	50%

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の展開

■ 在宅医療・介護連携推進事業の推進(介護・ながいき課)

高齢者等の在宅ケアの推進及び調整を図ることを目的に、医療機関又は施設から在宅生活への移行や在宅生活の継続ができるよう関係機関と連携・協働し高齢者の状態に応じた適切なケアを提供できる体制の構築を目指します。

体制づくりにあたっては、保健・医療・福祉等の関係団体及び関係行政機関の間で連携推進に必要な協議や合同研修会の開催等を随時実施するほか、地域の現状を把握する目的で在宅医療の取組状況等についての調査を行い、関係機関相互の連携による適切なサービスの確保が図られるよう、必要な施策を検討、実施します。

7 在宅生活の継続を支える地域づくり(施策6)

高齢者が在宅での生活を安心して継続することができるよう、地域における見守り活動やボランティア活動などの多様な助け合いや生活支援の充実を促進するとともに、虐待や消費者被害を防止して尊厳ある暮らしを守り、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる支え合いの地域社会の構築を目指します。

【成果指標】

指標	現状値 (H29)	目標値 (H32)
老後も安心して生活できると感じる市民の割合	45%	53%

(1) 高齢者の見守り活動の推進

【取組の方向性】

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における高齢者の見守り体制の充実を図ります。

■ 地域の見守りネットワークの構築（保健福祉政策課、介護・ながいき課、障害福祉課）

高齢者や障害者等を対象に、新聞販売店やガス・電気事業者等の協力事業所や関係機関等による見守りネットワーク(とくしま見守りねっと)を構築し、それぞれの日常業務の中での見守り活動や安否確認を実施することにより、安心して暮らせる地域づくりを行います。

■ 徘徊 SOS ネットワークの構築(再掲)（介護・ながいき課）

認知症等による行方不明者を早期に発見するために、徘徊の可能性のある人の事前登録を行い、警察や生活関連事業者、あらかじめ登録された見守りボランティアとの連携による捜索ネットワークの構築を図ります。

■ 高齢者等の消費者被害防止に向けた見守りネットワークの構築（市民生活課）

高齢者・障害者等(消費生活上特に配慮を要する消費者)の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図り、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、市、消費生活センター及び地域の関係者等が連携した(仮称)徳島市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を設置します。

(2) 地域の支え合い活動の推進

【取組の方向性】

- ・高齢者の多様なニーズへの対応を図るとともに、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、コミュニティ協議会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、地域の支え合いによる支援体制の整備を進めます。
- ・地区の住民に対し広く地域包括ケアシステムの必要性等について啓発活動を行うことにより、地域における支え合い活動等への地域住民の主体的な参画を促します。

■ 社会福祉協議会の充実支援（保健福祉政策課）

◆ 社会福祉協議会の活動支援

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく社会福祉法人であり、市民が主体となった自主組織で、地域の福祉の増進を図るため在宅福祉事業等を実施し、福祉活動のリーダー役として地域の中で重要な役割を果たしています。また、地区社会福祉協議会においては、地域単位で特色のある福祉活動を推進しています。

社会情勢の変化に伴い多様化する地域福祉ニーズへの対応に加え、介護保険制度におけるサービス提供や地域における支え合いの体制づくりの中心組織としての役割など、社会福祉協議会の重要度は今後更に高まることから、社会福祉協議会への活動支援として、地域福祉サービスの利用者や活動への参加者の増加を図られるよう支援します。

◆ 社会福祉協議会事業推進費補助

地域福祉の推進には、相互扶助の精神に基づき、市民・行政・地域福祉団体等が連携し、地域全体でお互いに支え合う福祉コミュニティづくりが必要です。

社会福祉協議会が主催する徳島市社会福祉大会の開催経費の一部を補助し、地域福祉活動・社会福祉協議会の活動の周知・広報及び市民の福祉意識の啓発を図ります。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	社会福祉大会参加者数	310 人	320 人	330 人

■ ボランティア活動の支援（保健福祉政策課）

生涯福祉センターにおいて徳島市社会福祉協議会が運営している徳島市ボランティアセンターを支援し、ボランティア活動に対する市民の関心を高めます。

また、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの運営を円滑なものとするため、ボランティアコーディネーターへの支援も行います。

災害時の救助活動におけるボランティア活動を支援し、ボランティア間の連携や調整を図る専門的な知識と意識を持ったスタッフとして、災害ボランティアコーディネーターの養成を支援します。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	ボランティア保険加入者数	4,200 人	4,250 人	4,300 人
	災害ボランティアコーディネーター養成講座参加者数	60 人	60 人	60 人

■ 地域ケア会議の充実(再掲) (介護・ながいき課)

地域住民らによる地域課題の抽出・検討・課題解決を目的とした地域ケア会議を開催し、政策形成へつなげることにより、地域住民主体の地域づくりや制度運営を目指します。

■ 生活支援体制整備事業(再掲) (介護・ながいき課)

高齢者を地域で支え合う体制づくりを目的に、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、地区コミュニティ協議会などの多様な主体と、地域包括ケアシステムの中核機能を担う地域包括支援センターとの連携及び協力体制の強化を図り、地域住民が共に助け合う自助・互助の意識を高め、地域づくりや地域コミュニティ組織との連携を支援することにより、高齢者を支え合う地域の体制整備を進めます。

(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

【取組の方向性】

- ・高齢者の虐待防止について、市民や関係機関に分かりやすい広報・啓発活動を行うことで、虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- ・成年後見制度について周知を図り、利用の促進を図ることで、高齢者の権利、財産が守られるよう支援体制の充実を図ります。

■ 高齢者虐待防止の推進 (介護・ながいき課)

高齢者の誰もが地域で暮らしたいと思えるようなネットワークづくりの推進と、虐待防止への支援体制により虐待を予防する地域づくりを行います。

■ 認知症高齢者等の介護者支援 (介護・ながいき課)

認知症高齢者等の介護者に対しての介護相談事業の充実や、認知症予防介護の普及を図るとともに、高齢者及び介護者へ情報提供に努めます。

■ 成年後見制度の普及啓発及び利用支援(再掲) (保健福祉政策課、介護・ながいき課、障害福祉課)

成年後見制度の広報・普及活動に努めることにより、高齢者の権利、財産が守られるよう支援体制の充実を図ります。また、申立を行う親族がいない、後見人への報酬が不足する等の高齢者については利用支援等を行います。

今後は、後見制度の充実に向け、市民後見人の育成等について検討します。

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
目標値	成年後見に係る相談件数	190 件	200 件	210 件

■ 高齢者等の消費者被害防止に向けた見守りネットワークの構築(再掲) (市民生活課)

高齢者・障害者等(消費生活上特に配慮を要する消費者)の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図り、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、市、消費生活センター及び地域の関係者等が連携した(仮称)徳島市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を設置します。

(4) 地域で安心して暮らすための支援

【取組の方向性】

- ・「徳島市地域防災計画」に基づき、災害時、避難に支援を必要とする要配慮者となる高齢者等について、地域における自助、共助を基本とした避難支援体制の整備を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を送るために必要な、高齢者の生活環境に対応する良質な住宅の確保や住宅のバリアフリー化にかかる資金への支援などを推進します。

■ 要配慮高齢者等に対する避難支援体制の整備 (保健福祉政策課)

本市で作成している避難行動要支援者名簿の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。

■ 高齢者住宅等安心確保事業(再掲) (介護・ながいき課)

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に併設又は近接するデイサービスセンターから生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等のサービスを提供し、居住する高齢者が自立し安全で快適な生活を営めるように努めます。

■ 高齢者向け公営住宅の整備 (住宅課)

市営住宅については入居者の高齢化に伴い、高齢者仕様への対応を図る必要があります。
市営住宅の建替時においては、住戸内を全戸高齢者対応仕様とするほか、共用部・外部についてもスロープや手すりを設置する等、住宅施策と福祉施策の連携を図りながらバリアフリー化の推進に努めます。

■ 市営住宅の優先入居 (介護・ながいき課、住宅課)

65歳以上の高齢者及びその配偶者、18歳未満の親族や重度又は中度の心身障害者がいる世帯を優先的に選考して市営住宅に入居いただくことにより、高齢者等の居住安定を図ります。

■ 高齢者住宅改造費の助成 (介護・ながいき課)

身体が虚弱な高齢者向けに住宅を改造する低所得世帯に対し、改造費の一部を助成し、高齢者の在宅での生活を支援します。

■ 民生委員・児童委員活動の促進 (保健福祉政策課)

◆ 民生委員・児童委員活動促進

民生委員・児童委員は、市内 23 行政地区単位で地区民生委員・児童委員協議会を組織し、社会奉仕の精神を持って保護指導、相談等幅広い活動を行い社会福祉の増進に努めています。地区のニーズを的確に把握し、関係機関との情報交換等により、連携を図りながら積極的に地域福祉活動を支援します。

◆ 民生委員・児童委員活動事業

民生委員・児童委員に対し、資質向上のための研修の実施や活動のための費用弁償を行い、民生委員・児童委員が更に活発に相談・支援活動が行えるよう支援します。

■ 福祉教育の推進 (学校教育課、社会教育課)

学校教育は、各学校の創意工夫を生かした奉仕体験やボランティア活動等の体験的活動を通して、自発的に奉仕活動を実践しようとする「福祉の心」の育成を目指します。

社会教育の場においては、地区公民館を核とした地域の高齢者と子どもたちの交流の場による福祉教育の推進を図ります。

第2章 高齢者を支える介護体制づくり (介護保険事業のサービス量見込みと保険料)

1 高齢者介護の将来推計

(1) 高齢者の現状及び将来推計

平成29年度の本市の人口は約25万6千人で、高齢化率は27.9%となっています。平成32年度には本市の人口は約25万1千人、高齢化率は30.6%になるものと予測しています。

今後、本市の人口は緩やかに減少する中で高齢化はさらに進行していくものと考えられます。

【人口及び高齢者の推移】

単位 人、%

年齢区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
人口	256,371	256,006	255,508	254,252	252,818	251,385	242,211
40～64歳	86,682	86,085	85,749	85,238	84,518	83,799	80,778
65歳以上	69,187	70,661	71,290	74,684	75,769	76,853	78,748
前期高齢者	35,511	35,856	35,981	37,049	37,234	37,418	32,294
後期高齢者	33,676	34,805	35,309	37,635	38,535	39,435	46,454
高齢化率	27.0%	27.6%	27.9%	29.4%	30.0%	30.6%	32.5%

平成29年度は8月1日現在。それ以外は各年度とも10月1日現在の実績(推計)

(2) 要介護認定者の現状及び将来推計

本市の平成29年4月末現在の要介護認定率は22.3%で、徳島県が20.4%、全国が18.4%であり、県より1.9ポイント、国より3.9ポイント程度高く、認定率は高水準にあります。

今後、高齢者の増加に伴い認定者もさらに増加する見込みですが、団塊の世代の65歳到達により高齢者人口が急増したため、認定率自体は下がる傾向にあり、平成32年度時点では人、認定率は %になると見込まれます。

また、本市の第1号被保険者に占める介護度別の構成を全国と比較すると、要介護5以外の介護度で全国を上回っており、中でも要支援1・2の割合が非常に高く、1.3倍程度となっています。このように、軽度認定者の割合の高いことが本市の要介護認定者の特徴といえます。

【国・県・市の認定率の推移】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
徳島市	22.8%	22.5%	22.3%
徳島県	21.0%	20.8%	20.4%
全国	18.4%	18.4%	18.4%

各年度とも4月末現在の実績

【要介護等認定者の推移】

(単位 人、%)

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
認定者数	15,727	15,821					
認定率(%)	22.9%	22.5%					
内 訳	要支援1	2,273	2,262				
	要支援2	2,627	2,586				
	要介護1	2,779	2,988				
	要介護2	2,738	2,702				
	要介護3	2,153	2,152				
	要介護4	1,879	1,846				
	要介護5	1,278	1,285				

各年度とも10月1日現在の実績(推計)

【第1号被保険者に占める介護度別構成】

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
徳島市	3.2%	3.5%	4.5%	3.7%	3.0%	2.6%	1.8%	22.3%
全国	2.6%	2.5%	3.7%	3.2%	2.4%	2.2%	1.8%	18.4%

平成29年4月末現在の実績

【施設系サービス利用者数の実績及び将来推計】

① 介護老人福祉施設

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設利用者数	531	528				
要介護1	13	12				
要介護2	29	22				
要介護3	115	118				
要介護4	212	215				
要介護5	162	161				

1月あたりの実績と推計

② 介護老人保健施設

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設利用者数	954	949				
要介護1	51	48				
要介護2	102	112				
要介護3	230	224				
要介護4	331	321				
要介護5	240	244				

1月あたりの実績と推計

③ 介護療養型医療施設

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設利用者数	338	336				
要介護1	5	2				
要介護2	9	17				
要介護3	45	37				
要介護4	151	150				
要介護5	128	130				

1月あたりの実績と推計

【居住系サービス利用者数の実績及び将来推計】

① 認知症対応型共同生活介護

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス利用者数	711	703				
要支援2	4	3				
要介護1	98	93				
要介護2	161	142				
要介護3	215	222				
要介護4	144	159				
要介護5	89	84				

1月あたりの実績と推計

② 特定施設入居者生活介護

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス利用者数	129	130				
要支援1	2	3				
要支援2	4	6				
要介護1	22	25				
要介護2	18	17				
要介護3	25	22				
要介護4	31	28				
要介護5	27	29				

1月あたりの実績と推計

③ 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
サービス利用者数	110	116				
要介護1	8	8				
要介護2	19	17				
要介護3	40	38				
要介護4	29	38				
要介護5	14	15				

1月あたりの実績と推計

2 地域密着型サービスの整備について

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため、日常生活圏域毎に、第7期における地域密着型サービス(介護予防含む)の整備についてはつぎのとおりです。

なお、サービス事業者の指定・指導監督は本市(保険者)が行い、原則として、本市の被保険者のみが利用することができます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回または通報により、利用者の日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、安心して居宅での生活を送ることができるよう援助されます。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回または通報により、利用者の日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、居宅での夜間の生活を安心して送れるように援助されます。

(3) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

(4) 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が能力に応じた在宅での自立した日常生活を営めるように、通所介護事業所等に通り、日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

(5) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスが受けられます。要介護度が高くなっても在宅での生活が継続できるよう支援されます。

(6) 認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者がそれぞれの役割を持って共同生活を営む住居内において、日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員29人以下の有料老人ホーム等において、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下である小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて1つの事業所からサービスを受けられます。

3 介護保険施設整備についての基本的な考え方

- 介護老人福祉施設は平成29年7月現在、11か所で585床が供給されています。
- 介護老人保健施設は平成29年7月現在、15か所で1,165床が供給されています。
- 介護療養型医療施設は平成29年7月現在、17か所で454床が供給されています。
- 高齢者の入所3施設において、平成29年7月現在、586床が供給され、555人が入所しています。

【施設整備目標値】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
介護医療院			

【高齢者の入所施設整備目標値】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養護老人ホーム	90床	90床	90床
軽費老人ホーム	50床	50床	50床
ケアハウス	446床	446床	446床

4 介護給付等対象サービスの状況

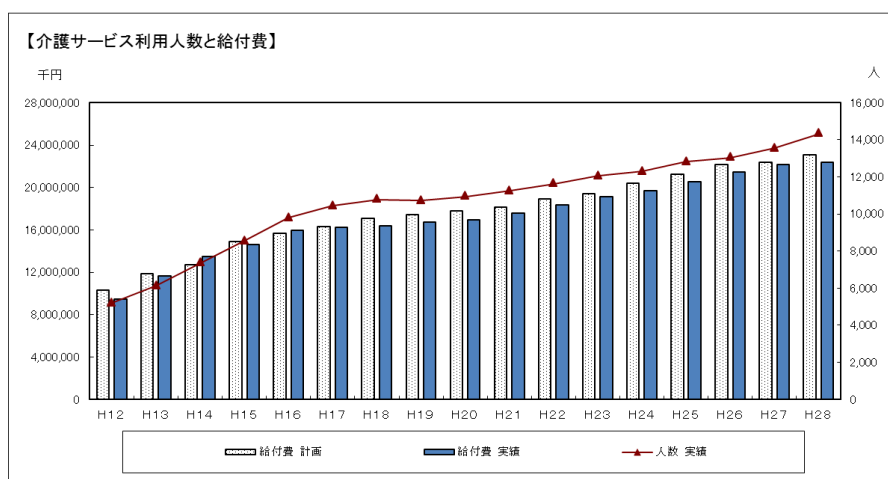
(1) 概況

介護サービスの利用動向を見ると、平成12年度から16年間で、介護サービスの利用者は2.8倍、また、介護給付費は2.4倍に増加しました。

【介護サービス利用人数と介護サービス給付費】

区分	利用人数		給付費		
	実績	計画	実績	対前年比 増加額	対前年比 伸び率
平成12年度	5,189	10,313,116	9,447,204		
平成13年度	6,121	11,827,936	11,670,091	2,222,887	23.5%
平成14年度	7,348	12,682,609	13,456,769	1,786,678	15.3%
平成15年度	8,536	14,863,352	14,636,519	1,179,750	8.8%
平成16年度	9,784	15,643,069	15,953,559	1,317,040	9.0%
平成17年度	10,447	16,272,923	16,211,722	258,163	1.6%
平成18年度	10,776	17,056,190	16,400,830	189,108	1.2%
平成19年度	10,725	17,419,249	16,748,032	347,202	2.1%
平成20年度	10,948	17,766,942	16,917,700	169,668	1.0%
平成21年度	11,251	18,116,330	17,605,880	688,180	4.1%
平成22年度	11,623	18,931,604	18,349,400	743,520	4.2%
平成23年度	12,054	19,421,636	19,128,920	779,520	4.2%
平成24年度	12,303	20,415,376	19,726,907	597,987	3.1%
平成25年度	12,817	21,192,307	20,566,856	839,949	4.3%
平成26年度	13,032	22,113,498	21,449,884	883,028	4.3%
平成27年度	13,548	22,383,360	22,137,896	688,012	3.2%
平成28年度	14,322	23,037,649	22,345,217	207,321	0.9%

各年度9月末現在



【施設サービス利用者数】

区分		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	総数
徳島市	利用者数	516 人	950 人	340 人	1,803 人
	受給率	3.3%	6.0%	2.2%	11.4%
	対第1号被保険者受給率	0.7%	1.3%	0.5%	2.6%
全国	利用者数	520,582 人	353,331 人	53,670 人	924,966 人
	受給率	8.3%	5.6%	0.9%	14.7%
	対第1号被保険者受給率	1.5%	1.0%	0.2%	2.7%

平成 29 年1月末現在(事業状況報告3月分)

※同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者を1人と計上するが、合計には1人と計上しているため、3施設の合算と合計が一致しない。

(2) 介護サービス利用の特徴

本市の介護保険の状況について、介護保険事業状況報告等から分析すると次のような特徴が見られます。

① サービス利用者の構成

本市は全国に比べ、認定者の割合が高く、中でも軽度の認定者の割合が高くなっています。本市のサービス利用者数が多い理由は軽度の認定者のサービス利用が多いことによるものです。

② サービスの需要動向

軽度者のサービス需要は、在宅での日常生活を維持したいという希望から、訪問介護の家事援助や通所介護に対する需要が多い傾向が見られます。

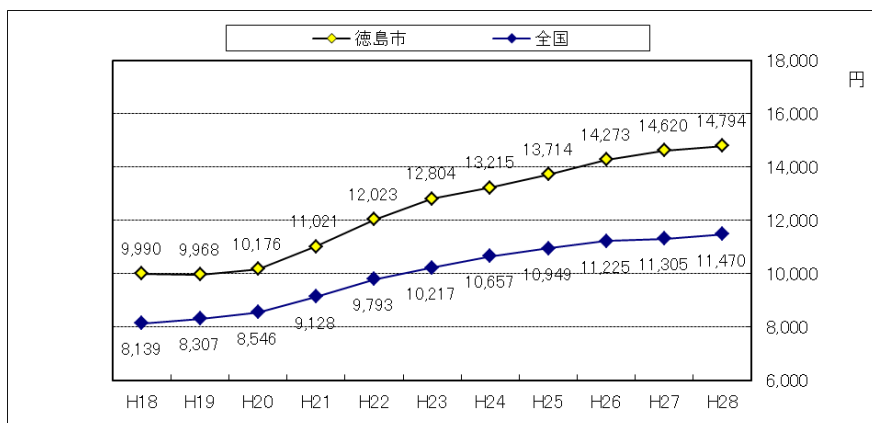
一方、中重度者のサービス需要は、それぞれの心身の状態に応じて適切な施設で安心して生活を継続したいという希望から、施設サービスに対する需要が多い傾向にあります。

③ サービスの供給動向

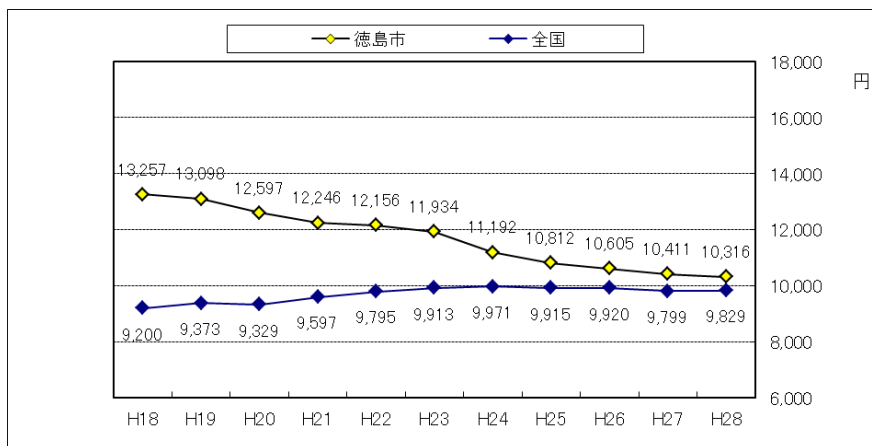
中重度者の施設サービス利用状況並びに軽中度者の居住系サービス利用状況から、施設・居住系サービスの供給体制は整備されていると推測されます。

居住系以外の居宅サービスについても軽度者の利用状況から、供給体制は整っていると推測されます。

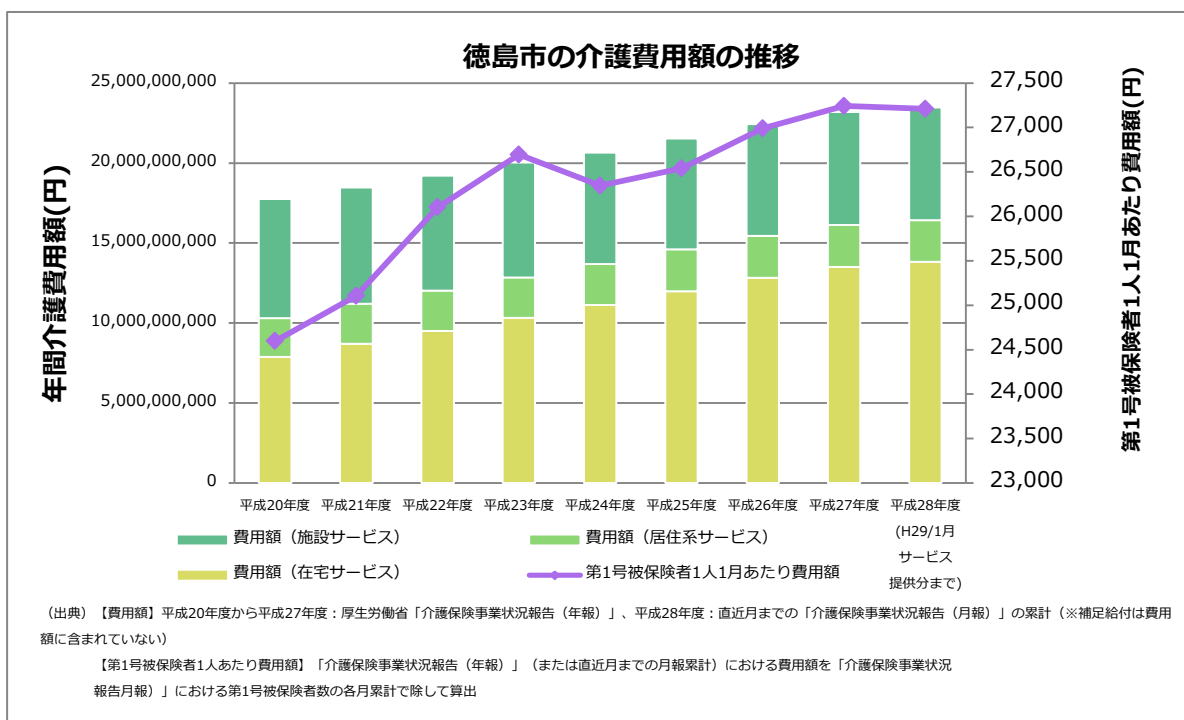
【第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス）】



【第1号被保険者1人あたり給付月額（施設及び居住系サービス）】



【徳島市の介護費用額の推移】



(3) 介護保険の運営面での課題

本市では認定率が全国、徳島県のどちらと比較しても高い状況にあります。また、1人あたり給付月額が、在宅サービスでは全国と比べて大きく上回っていますが、施設及び居住系サービスは全国を上回っているものの、その差は大きくない状況です。

このことから、本市では認定率が高いため給付費が大きくなっている状況であり、また、認定率が高いにもかかわらず、施設及び居住系サービス給付費が大きいのは在宅サービスが充実しているためだと考えられます。

これらのことから、認定率を抑制するため、介護予防、在宅サービスによる重度化防止のための施策が必要であると考えられます。

また、高齢者数の増加と要介護度の高い人のための施設整備の検討が必要だと考えられます。

5 介護給付等対象サービス量の見込み

(1) 介護給付等対象サービス量の見込みの考え方

平成30年度から平成32年度までの第7期事業運営期間に係る介護給付費等サービス量の見込みについては、以下の手法及び条件で行いました。

(2) サービス量の見込み

① 居宅サービス

居宅サービスについては次のとおり各年度の見込み量を推計しました。

【居宅サービスの見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護(老健)			
短期入所療養介護(病院等)			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
特定施設入居者生活介護			
介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
住宅改修			
居宅介護支援			

見込み量は各月の延数

(地域密着型サービスの日常生活圏域別内訳)

地域密着型サービスについては、日常生活圏域毎に見込み量を推計することとなっています。
 本市の地域密着型サービスの見込み量は次のとおりです。

【地域密着型サービスの見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
夜間対応型訪問介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
地域密着型通所介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
認知症対応型通所介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			

小規模多機能型居宅介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
認知症対応型共同生活介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
特定施設入居者生活介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
介護老人福祉施設入所者生活介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
看護小規模多機能型居宅介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			

見込み量は各月の延数

② 施設サービス

【施設サービスの見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			

見込み量は各月の延数

6 予防給付等対象サービス量の見込み

(1) 介護予防給付等対象サービス量の見込みの考え方

介護給付等対象サービス量の見込みの考え方に準じ、介護予防給付等対象サービス量を推計しました。

(2) サービス量の見込み

① 居宅サービス

居宅サービスについては、次のとおり各年度の見込み量を推計しました。

【居宅サービスの見込み量】

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防 訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防 通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護 (老健)			
介護予防短期入所療養介護 (病院等)			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費			
介護予防住宅改修			
介護予防 特定施設入居者生活介護			

各論 第2章 高齢者を支える介護体制づくり
 (介護保険事業のサービス量見込みと保険料)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護予防サービス			
介護予防 認知症対応型通所介護			
介護予防 小規模多機能型居宅介護			
介護予防 認知症対応型共同生活介護			
介護予防支援			

見込み量は各月の延数

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成 29 年度に総合事業に移行。

(介護予防地域密着型サービスの日常生活圏域別内訳)

介護予防地域密着型サービスについては、日常生活圏域毎に見込み量を推計することとなっています。本市の介護予防地域密着型サービスの見込み量は次のとおりです。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防認知症対応型通所介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
北部地域			
西部地域			
南西部地域			
南東部地域			
総計			

7 地域支援事業の事業量の見込み

(1) 地域支援事業の事業量の見込みの考え方

第6期計画期間における実績及び新しい総合事業の計画等をもとに地域支援事業の事業量を推計しました。

(2) 事業量の見込み

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス	人	人	人
		訪問型サービスB	人	人	人
		介護予防通所介護相当サービス	人	人	人
		通所型短期集中介護予防サービス	人	人	人
		介護予防ケアマネジメント	人	人	人
	一般介護予防事業	介護予防把握事業による相談件数	件	件	件
		健康教育参加延べ人数	人	人	人
		健康相談実施延べ人数	人	人	人
		保健指導実施延べ人数	人	人	人
		元気高齢者づくり事業の参加者数	人	人	人
		いきいき支援事業の参加者数	人	人	人
		いきいき百歳体操の教室数	教室	教室	教室
		介護職員等研修支援事業の利用件数	件	件	件
	自立支援型地域ケア会議の開催回数	回	回	回	
	包括的支援事業	地域包括支援センターでの相談件数	件	件	件
		在宅医療・介護連携推進事業の事業数	事業	事業	事業
		認知症初期集中支援チーム数	チーム	チーム	チーム
		認知症初期集中支援チームによる支援件数	件	件	件
認知症地域支援推進員の配置人数		人	人	人	
認知症サポーターの養成延べ人数		人	人	人	
生活支援体制整備事業の協議体数		組織	組織	組織	
地域ケア推進会議の開催回数		回	回	回	
地域ケア圏域会議の開催回数		回	回	回	
任意事業	介護給付費通知の発送延べ件数	件	件	件	
	家族介護教室の参加延べ人数	人	人	人	
	家族介護用品の支給を受けた延べ人数	人	人	人	
	家族介護慰労金の受給者数	人	人	人	
	成年後見制度の利用者数	人	人	人	
	住宅改修支援事業の利用世帯数	人	人	人	
	配食サービスの利用者数	人	人	人	
	高齢者住宅安心確保事業による入居者数	人	人	人	

8 介護保険事業費の推計

(1) 介護給付費の推計

平成30年度から32年度のサービス見込み量の推計を基に、各年度の介護給付費を次のように推計しました。

【①介護給付】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
居宅サービス給付費				
施設サービス給付費				

【②介護予防給付費】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
介護予防サービス給付費				

【③その他の給付費】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
特定入所者介護サービス費				
高額介護サービス費				
高額医療合算サービス費				
審査支払手数料				

(2) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の費用額について、次のとおり推計しました。

【地域支援事業の費用額】

(単位:千円)

区分		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	合計
介護 予 防 事 業 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業	介護予防・生活支援サービス				
	訪問型サービス				
	通所型サービス				
	介護予防ケアマネジメント				
	一般介護予防事業				
	介護予防把握事業				
	介護予防普及啓発事業				
	地域介護予防活動支援事業				
	一般介護予防評価事業				
	地域リハビリテーション活動支援事業				
計					
包 括 的 支 援 事 業	地域包括支援センター運営事業				
	在宅医療・介護連携推進事業				
	認知症総合支援事業				
	生活支援体制整備事業				
	地域ケア会議推進事業				
	計				
任 意 事 業	介護給付費適正化事業				
	家族介護支援事業				
	家族介護教室				
	家族介護用品支給事業				
	家族介護慰労金支給事業費				
	その他事業				
	成年後見制度利用支援事業				
	住宅改修支援事業				
	地域自立支援事業				
計					
地域支援事業合計					

(3) 保険料の算定

保険料の算定は次のとおり行いました。

$$\text{基準保険料} = \text{保険料収納必要額(カ)} \div \text{予定保険料収納率(キ)} \div \text{補正1号被保険者数(ク)}$$

区分	第7期事業運営期間における数値
ア 保険給付費見込額	
イ 地域支援事業費見込額	
ウ 国・県等負担金等	
エ 介護保険事業財政調整基金からの取り崩し	
オ 介護保険財政安定化基金取り崩しによる交付額	
カ 保険料収納必要額(ア+イ+ウ+エ+オ)	
キ 保険料収納率	
ク 補正第1号被保険者数	
ケ 基準介護保険料(年額) (カ÷キ÷ク)	
基準介護保険料(月額) (ケ÷12か月)	

保険給付費見込額については一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う影響額の見込みを控除しています。

第3章 計画の推進に向けて

1 介護保険事業を円滑に推進するための取り組み

介護保険事業を円滑に進めるため、次のことに留意しながら事業を推進します。

(1) 広報活動の推進

広報紙やパンフレットを充実するほか本市のホームページによる広報も積極的に活用します。

地区コミュニティセンターや公民館等高齢者が多く集まる施設には、特に高齢者のための施策を中心に、目にとまりやすい形での掲示を行います。

(2) 利用者の立場に立った情報提供

利用者本位の観点から、市民が必要で適切な介護サービスを選択できるように、また、事業者による適切な競争の下で、良質なサービスが提供されるように、介護サービス情報の公表に努めます。

また、高齢者等が情報にふれる機会に格差が生じないよう配慮します。

(3) 苦情相談・受付窓口の充実

本市では、利用者の最も身近な苦情処理、相談機関として介護支援専門員の資格を持った介護相談員による相談窓口を設置し、苦情・相談等の迅速な解決に努めています。

また、被保険者が保険給付や要介護認定、保険料に関して不服があるときには、県に置かれた介護保険審査会に審査請求をすることができるとともに、利用者やその家族のサービスに対する苦情は、国民健康保険団体連合会で受け付けています。

(4) 人材の育成

介護支援専門員や介護サービス提供者の資質の向上を図るため、様々なテーマについて、県等の関係機関と連携して研修の充実強化を図ります。

(5) 低所得者対策

介護保険制度では、すべての被保険者が所得額や世帯の課税状況に応じて保険料を負担し、介護サービスを利用した場合も、原則としてその1割を負担することとなっています。

低所得者対策としては、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の支給等の負担軽減策に加え、第6期から開始された公費による保険料軽減を、国の基準に該当する被保険者について継続して行うものとします。

(6) 介護給付の適正化

① 介護給付の適正化の基本的な考え方

介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

② 適正化の推進

利用者の自立支援に資する適切な介護サービスの質の確保と向上を図るため、国、県の指針等を踏まえ、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業について介護給付適正化事業と位置付け、計画的に取り組めます。

③ 介護給付適正化の実施(主要5事業)

■ 要介護認定の適正化

認定調査の結果について点検を実施するほか、認定調査員及び介護認定審査会委員に対する研修を随時実施し、合議体編成については年に2回変更します。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	認定調査の点検件数	15,534 件	15,760 件	15,985 件

■ ケアプランの点検

国民健康保険中央会作成の適正化システムを使用して、介護給付の偏りがみられる事業所等を抽出し、ケアプラン点検を実施するとともに、必要に応じて指導します。

また、資質の向上を図るため、アセスメントからケアプラン作成等についてケアマネ講習会等で情報提供を行い、給付の適正化を図ります。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	ケアプランの点検件数	100 件	120 件	140 件

■ 住宅改修等の点検

住宅改修については、利用者の状態にそぐわない、不適切または不十分なものでないか等の内容を事前申請時に確認し、工事完了後は写真等により施工状況を確認します。

また、無作為に抽出した対象者に対して、ケアマネージャー同行のもと現地確認を行い、施工状況及び利用状況を確認します。

福祉用具購入についても、同様に利用者の福祉用具購入等の必要性及び利用状況について、ケアマネージャー同行のもと現地確認を行い点検します。

現地確認を行うことで必要性とその効果を再度確認し、給付の適正化を図ります。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	住宅改修の点検件数	8 件	10 件	12 件
	福祉用具購入の点検件数	8 件	10 件	12 件

■ 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険連合会から送られてくる給付実績を活用して、縦覧点検及び医療情報との突合を実施し、介護報酬請求の適正化を進めていきます。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	縦覧点検過誤申立金額	2,500 千円	2,800 千円	3,000 千円

■ 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年4回通知することにより、適正かつ適量のサービス選択であるか再度考える機会とするとともに、事業所の請求内容を確認してもらうことで、不正な請求の抑止効果が期待でき、給付の適正化に繋がります。

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
目標値	介護給付費通知件数	52,000 件	54,000 件	55,000 件

(7) 地域密着型サービス運営委員会の設置

地域密着型サービスを適正に運営するため、介護保険の被保険者、サービスの利用者、介護サービス事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる「地域密着型サービス運営委員会」を設置しています。

(8) 介護保険財政の健全運営

介護保険事業は、保険財政を適正に管理するため、一般会計と区分して介護保険事業特別会計を設置しています。

このため、介護保険事業の運営にあたっては、3年間の事業運営期間の収支が均衡するように適切な財政運営に努めます。

また、第1号被保険者の保険料については、負担の公平性を確保するため、収納率の向上に努めます。

2 相談・連絡体制の整備と進行管理

平成12年の介護保険制度創設以降、高齢者数の増加等により、保険給付の額は年々増加しています。また、少子化等の要因による介護人材不足の問題等、制度を取りまく状況は複雑化しており、このような状況の中、制度の持続可能性を高めつつ、市民ニーズに対応した、利用しやすい制度であり続けるためには、これまで以上に事業の円滑な推進及び制度を公平・公正に運営するための仕組みづくりが重要であることから、関係機関との連絡体制の整備や計画の進行管理体制について、次のとおり取り組みます。

また、常に十分なサービスを供給するための量的な確保と質的な向上を図るとともに、総合的な福祉サービスを適宜、適切に提供するための推進体制の構築等を重点課題として取り組みます。

(1) 総合相談体制・情報提供体制の整備

市民がサービスを効果的に活用するためには、「わかりやすい情報提供」「あたたかい相談支援」が不可欠であり、保健・福祉に関わる相談業務について、利用者の立場に立った情報提供・相談支援体制を整備し、それらに的確に対応します。

また、市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要なサービスが利用できるよう、わかりやすいパンフレットや様々な広報の機会において制度の紹介等を行うとともに、市民が必要とする情報の提供に努めます。

(2) 地域の関係団体との連絡体制の整備

地域包括ケアシステムの構築・深化には、地域における活動団体である、社会福祉協議会、自治会等の住民組織、ボランティア組織、老人クラブ、NPO法人等との連携が不可欠であることから、これらの多様な関係機関をネットワークで結ぶ等、幅広い関係団体との連携を確保し、必要な情報を共有する体制を構築し、高齢者を地域全体が支える体制づくりに努めます。

(3) 行政内部での関係部門との連絡体制の整備

介護・ながいき課、保健センター等の関係課が連携を取り、高齢者福祉行政を推進するとともに、他の関係部局とも連携を図る体制を整備し、施策の総合的な推進に努めます。

(4) 計画の進行管理

毎年度、計画の進捗状況について取りまとめ、「介護保険運営協議会(仮称)」に報告し、分析・評価を行います。また、取りまとめた結果は、ホームページ等で公表します。

計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。計画の進捗や効果の評価結果、社会状況の変化や新たな国の施策、その他関連事項の動向に柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行います。

